

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																														
第1章 総則 第1節 計画の策定方針 （略）	第1章 総則 第1節 計画の策定方針 （略）																														
第2節 関係機関等の業務大綱 （略） 第1 市 ■風水害、地震災害、その他災害 <table border="1" data-bbox="85 531 1099 890"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗 像 市</td> <td> （略） （災害応急対策） ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ <u>避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること</u> （略） </td> </tr> </tbody> </table> （略）	機関の名称	事務又は業務の大綱	宗 像 市	（略） （災害応急対策） ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ <u>避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること</u> （略）	第2節 関係機関等の業務大綱 （略） 第1 市 ■風水害、地震災害、その他災害 <table border="1" data-bbox="1137 531 2159 938"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗 像 市</td> <td> （略） （災害応急対策） ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること</u> （略） </td> </tr> </tbody> </table> （略）	機関の名称	事務又は業務の大綱	宗 像 市	（略） （災害応急対策） ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること</u> （略）																						
機関の名称	事務又は業務の大綱																														
宗 像 市	（略） （災害応急対策） ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ <u>避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること</u> （略）																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																														
宗 像 市	（略） （災害応急対策） ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること</u> （略）																														
第3節 市の概況 第1 自然的条件 （略） 2 気象 （新設）	第3節 市の概況 第1 自然的条件 （略） 2 気象 ■本市の気象（過去10箇年） <table border="1" data-bbox="1146 1209 2152 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温(°C)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th colspan="5">天 気 日 数(日)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高 (平均)</th> <th>最低 (平均)</th> <th>晴</th> <th>曇</th> <th>雨</th> <th>雪</th> <th>霧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29(2017)</td> <td>16.2</td> <td>20.5</td> <td>12.0</td> <td>80.3</td> <td>1,352</td> <td>195</td> <td>131</td> <td>39</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温(°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	天 気 日 数(日)					平均	最高 (平均)	最低 (平均)	晴	曇	雨	雪	霧	H29(2017)	16.2	20.5	12.0	80.3	1,352	195	131	39	-	-
年	気 温(°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)			天 気 日 数(日)																							
	平均	最高 (平均)	最低 (平均)			晴	曇	雨	雪	霧																					
H29(2017)	16.2	20.5	12.0	80.3	1,352	195	131	39	-	-																					

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前							修正後（案）																																																																												
<p>■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素名／順位</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量</td> <td>234.5</td> <td>196.0</td> <td>181.0</td> <td>170.0</td> <td>170.0</td> <td>1976/1</td> </tr> <tr> <td>(mm)</td> <td>(2009/7/24)</td> <td>(1980/7/1)</td> <td>(1981/7/7)</td> <td>(1980/8/30)</td> <td>(1977/6/10)</td> <td>2017/11</td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間風速・風向</td> <td>29.3 東北東</td> <td>26.2 東北東</td> <td>24.8 北東</td> <td>23.3 北北東</td> <td>23.2 南南東</td> <td>2009/2</td> </tr> <tr> <td>(m/s)</td> <td>(2015/8/25)</td> <td>(2017/10/22)</td> <td>(2014/10/13)</td> <td>(2009/10/7)</td> <td>(2012/9/17)</td> <td>2017/11</td> </tr> </tbody> </table>							要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間	日降水量	234.5	196.0	181.0	170.0	170.0	1976/1	(mm)	(2009/7/24)	(1980/7/1)	(1981/7/7)	(1980/8/30)	(1977/6/10)	2017/11	日最大瞬間風速・風向	29.3 東北東	26.2 東北東	24.8 北東	23.3 北北東	23.2 南南東	2009/2	(m/s)	(2015/8/25)	(2017/10/22)	(2014/10/13)	(2009/10/7)	(2012/9/17)	2017/11	<p>■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素名／順位</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量</td> <td>234.5</td> <td>196.0</td> <td>191.0</td> <td>181.0</td> <td>170.0</td> <td>1976/1</td> </tr> <tr> <td>(mm)</td> <td>(2009/7/24)</td> <td>(1980/7/1)</td> <td>(2018/7/6)</td> <td>(1981/7/7)</td> <td>(1980/8/30)</td> <td>2018/11</td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間風速・風向</td> <td>29.3 東北東</td> <td>26.2 東北東</td> <td>24.8 北東</td> <td>24.6 南南東</td> <td>23.7 西</td> <td>2009/2</td> </tr> <tr> <td>(m/s)</td> <td>(2015/8/25)</td> <td>(2017/10/22)</td> <td>(2014/10/13)</td> <td>(2018/10/6)</td> <td>(2018/3/1)</td> <td>2018/11</td> </tr> </tbody> </table>							要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間	日降水量	234.5	196.0	191.0	181.0	170.0	1976/1	(mm)	(2009/7/24)	(1980/7/1)	(2018/7/6)	(1981/7/7)	(1980/8/30)	2018/11	日最大瞬間風速・風向	29.3 東北東	26.2 東北東	24.8 北東	24.6 南南東	23.7 西	2009/2	(m/s)	(2015/8/25)	(2017/10/22)	(2014/10/13)	(2018/10/6)	(2018/3/1)	2018/11
要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間																																																																													
日降水量	234.5	196.0	181.0	170.0	170.0	1976/1																																																																													
(mm)	(2009/7/24)	(1980/7/1)	(1981/7/7)	(1980/8/30)	(1977/6/10)	2017/11																																																																													
日最大瞬間風速・風向	29.3 東北東	26.2 東北東	24.8 北東	23.3 北北東	23.2 南南東	2009/2																																																																													
(m/s)	(2015/8/25)	(2017/10/22)	(2014/10/13)	(2009/10/7)	(2012/9/17)	2017/11																																																																													
要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間																																																																													
日降水量	234.5	196.0	191.0	181.0	170.0	1976/1																																																																													
(mm)	(2009/7/24)	(1980/7/1)	(2018/7/6)	(1981/7/7)	(1980/8/30)	2018/11																																																																													
日最大瞬間風速・風向	29.3 東北東	26.2 東北東	24.8 北東	24.6 南南東	23.7 西	2009/2																																																																													
(m/s)	(2015/8/25)	(2017/10/22)	(2014/10/13)	(2018/10/6)	(2018/3/1)	2018/11																																																																													
<p>第4節 災害危険性</p> <p>第1 災害履歴</p> <p>1 風水害等 (新設)</p> <p>2 地震災害 (新設)</p> <p>(略)</p>							<p>第4節 災害危険性</p> <p>第1 災害履歴</p> <p>1 風水害等</p> <p>■主な災害履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>年号</th> <th>月日</th> <th>災害区分</th> <th>出来事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>平成30年</td> <td>7/5～9</td> <td>豪雨</td> <td>住家被害（1棟一部損壊）、道路冠水、がけ崩れあり。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地震災害</p> <p>■主な歴史地震履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>年号</th> <th>震源域</th> <th>マグニチュード</th> <th>震源深度(km)</th> <th>最大震度</th> <th>宗像の震度</th> <th>推定加速度(=a)</th> <th>被害等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>平成23</td> <td>東北地方太平洋沖</td> <td>9.0</td> <td>130</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td>東日本を中心に、死者1万5,896名、重軽傷者6,157名、行方不明者2,536名。犠牲者の死因のほとんどが津波に巻き込まれたことによる水死。</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>平成28</td> <td>熊本地震</td> <td>7.3</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>18</td> <td>人的被害として、死者211名、重傷者1,142名、軽傷者1,604名。建物被害として、全壊家屋は約8千棟、半壊家屋は約3万4千棟、一部損壊家屋は約15万3千棟。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>							西暦	年号	月日	災害区分	出来事	2018	平成30年	7/5～9	豪雨	住家被害（1棟一部損壊）、道路冠水、がけ崩れあり。	西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源深度(km)	最大震度	宗像の震度	推定加速度(=a)	被害等の概要	2011	平成23	東北地方太平洋沖	9.0	130	7			東日本を中心に、死者1万5,896名、重軽傷者6,157名、行方不明者2,536名。犠牲者の死因のほとんどが津波に巻き込まれたことによる水死。	2016	平成28	熊本地震	7.3	12	7	4	18	人的被害として、死者211名、重傷者1,142名、軽傷者1,604名。建物被害として、全壊家屋は約8千棟、半壊家屋は約3万4千棟、一部損壊家屋は約15万3千棟。																																	
西暦	年号	月日	災害区分	出来事																																																																															
2018	平成30年	7/5～9	豪雨	住家被害（1棟一部損壊）、道路冠水、がけ崩れあり。																																																																															
西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源深度(km)	最大震度	宗像の震度	推定加速度(=a)	被害等の概要																																																																											
2011	平成23	東北地方太平洋沖	9.0	130	7			東日本を中心に、死者1万5,896名、重軽傷者6,157名、行方不明者2,536名。犠牲者の死因のほとんどが津波に巻き込まれたことによる水死。																																																																											
2016	平成28	熊本地震	7.3	12	7	4	18	人的被害として、死者211名、重傷者1,142名、軽傷者1,604名。建物被害として、全壊家屋は約8千棟、半壊家屋は約3万4千棟、一部損壊家屋は約15万3千棟。																																																																											
<p>第5節 防災ビジョン</p> <p>第1 防災ビジョン (新設)</p>							<p>第5節 防災ビジョン</p> <p>第1 防災ビジョン</p> <p>近年の地球環境の大きな変化により、集中豪雨や大型台風、竜巻など、これまで経験したことのないような自然災害が全国各地で発生している。九州では平成28年4月の「熊本地震」、同じ福岡県でも平成29年7月には「九州北部豪雨」や「平成30年7月豪雨」において、集中豪雨による甚大な被害が発生している。</p>																																																																												

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>本市周辺は台風の常襲区域であり、近年の<u>異常気象</u>や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性は<u>低い</u>とはいえない。</p> <p>地震災害では、糸島地震（1898 年）、福岡県西方沖地震（2005 年）で被害にあっている。また、地震災害の危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（いずれも福岡県、平成 24 年 3 月）、「宗像市防災アセスメント調査」（宗像市、平成 17 年 3 月）の予測結果に基づいた対応を準備しておく必要がある。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 2 基本目標</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>災害予防計画 第 1 節</p> <p>○ 市民ひとり一人が、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える。</p> <p>風水害・地震災害応急対策計画</p> <p>第 4 節 応援要請</p> <p>○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。</p> <p>第 6 節 避難対策</p> <p>○ <u>災害発生直後から避難所を開設し、運営は地域住民の組織等と協働して運営する。</u></p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 6 市民の心得</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>本市周辺は台風の常襲区域であり、近年の<u>海水温の上昇</u>や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性は<u>高まっている</u>と言える。</p> <p>地震災害では、糸島地震（1898 年）、福岡県西方沖地震（2005 年）で被害にあっている。また、地震災害の危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（いずれも福岡県、平成 24 年 3 月）、「宗像市防災アセスメント調査」（宗像市、平成 17 年 3 月）の予測結果に基づいた対応を準備しておく必要があることはもちろん、<u>いつでもどこでも地震は起こるといふ心構えが必要である。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 2 基本目標</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>災害予防計画 第 1 節</p> <p>○ 市民ひとり一人が、<u>「自分の命は自分で守る」との認識のもと、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える。</u></p> <p>風水害・地震災害応急対策計画</p> <p>第 4 節 応援要請</p> <p>○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、<u>災害時受援計画に基づき、</u>県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。</p> <p>第 6 節 避難対策</p> <p>○ <u>避難勧告等を発令の際には避難所を開設し、避難者等と協働で運営する。</u></p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 6 市民の心得</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>近年の災害の経験をふまえ、市民は、「<u>自分たちのまちは自分たちで守る</u>」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>近年の災害の経験をふまえ、市民は、「<u>自分の命は自分で守る</u>」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第3節 応急活動体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 応援体制の整備</p> <p>6 受け入れ体制等の整備</p> <p><u>災害時の関係機関、自衛隊、他自治体への応援要請方法を検討し、効率的な運用に向け必要な整備を図る。</u></p> <p>■<u>運用に向けての検討事項</u></p> <p>○ <u>担当者不在、情報不足時の想定</u></p> <p>○ <u>応援要請、受け入れ、派遣実施手順の検討</u></p> <p>○ <u>マニュアル化</u></p> <p><u>また、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画をふまえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行うとともに、円滑な受け入れ・受援のため、平常時から相互に交流を深めておくものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3 避難体制の整備</p> <p>1 <u>避難の勧告、指示の基準の明確化</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>なお、災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための</p>	<p>第3節 応急活動体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 応援体制の整備</p> <p>6 受け入れ体制等の整備</p> <p><u>災害時の受援能力の強化を図るため、災害時受援計画に基づき、応援・受援体制を整備する。</u></p> <p><u>また、円滑な受け入れ・受援のため、平常時から相互に交流を深めておくものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3 避難体制の整備</p> <p>1 <u>避難勧告等の基準の明確化</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>なお、災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>安全確保に関する措置を指示するが、指示した際にはすみやかに県知事に報告する必要がある。</p> <p>2 避難所の整備</p> <p>(1) 避難所等の分類</p> <p><u>なお、一時避難場所を指定緊急避難場所として指定するために、施設所有者及び管理者等と協議を進め、可能な限り指定緊急避難場所へと移行させる。</u></p> <p>■避難所の区分</p> <p>○福祉避難所：指定避難所において、避難所生活が困難な何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が避難する場所。自宅等から直接福祉避難所へ避難することはできない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 運営・管理体制の整備</p> <p>(1) 避難所の運営組織の育成</p> <p><u>災害時に避難所自治組織を設立し、地域住民等による自主運営体制を確立するため、自治会長、自主防災組織等と協力して共通認識を深める。</u></p> <p><u>また、災害時の避難所運営の支援体制を確立するため、災害ボランティア団体等との協力関係を整える。</u></p> <p>(2) 避難所の施設管理体制の整備</p> <p><u>災害時における避難所の開設及び運営を円滑に行うための体制を整える。</u></p> <p><u>また、避難所開設・運営マニュアルの見直しを適宜行うとともに、マニュアルに基づき避難所の施設管理者、自治会長、自主防災組織と連携して、避難所の開設・運営訓練を実施する。</u></p> <p><u>なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。</u></p> <p>■避難所開設・運営に関する事項</p> <p>○ 門・建物の鍵等の管理を施設、市、地域代表の間で明確化する。</p>	<p>安全確保に関する措置を指示する。</p> <p>2 避難所の整備</p> <p>(1) 避難所等の分類</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>■避難所の区分</p> <p>○福祉避難所：<u>指定緊急避難場所</u>、指定避難所において、避難所生活が困難な何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が避難する場所。自宅等から直接福祉避難所へ避難することはできない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 避難所運営体制の整備</p> <p><u>避難所運営マニュアルの見直しを適宜行うとともに、避難所の運営体制の整備を行う。</u></p> <p>(1) 避難所運営の基本的な考え方</p> <p>① 地域住民（避難者）が主体となった避難所運営</p> <p><u>避難所は、在宅被災者、車中泊避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となる。地域性などにも差があることから、地域住民による自主運営を原則とする。市は、避難所の開設、支援を行う。</u></p> <p>② 要配慮者に対する支援体制</p> <p><u>災害時には、誰もが要配慮者となる可能性がある。特に配慮や支援が必要な、けが人や、高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦、外国人など、その事情を考慮し、避難所内のレイアウトや支援内容など、臨機応変に対応する。</u></p> <p>③ 男女共同参画の視点</p> <p><u>避難所・避難先では女性や子どもを狙った性被害・性暴力、DV（ドメスティック・バイオレンス）などが発生するリスクが高まる。男女のニーズの違いなど、男女双方の</u></p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>○ <u>管理者不在時における開設体制を確立する。</u></p> <p>○ <u>避難所を管理するための責任者の派遣について明確化する。</u></p> <p>○ <u>自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制を確立する。</u></p> <p>○ <u>避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。</u></p> <p>○ <u>福祉避難所運営マニュアルの作成とその活用を図る。</u></p> <p>6 避難所の環境整備</p> <p><u>避難所での生活が長期化する場合に対応するため、多様な視点に配慮しながら、次のような環境整備を行う。</u></p> <p><u>ア. 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。</u></p> <p><u>イ. し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。</u></p> <p><u>ウ. 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。</u></p> <p><u>エ. 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。</u></p> <p><u>オ. 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。</u> <u>（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線）</u></p> <p><u>カ. 女性や子育てに配慮した避難所設計の促進に努める。</u></p> <p>○ <u>乳幼児のいる家庭専用部屋の設置</u></p> <p>○ <u>女性用物干し場の設置</u></p> <p>○ <u>トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など</u></p> <p><u>キ. 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。</u></p> <p><u>ク. 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について「避難所開設・運営マニュアル」に反映させる。</u></p> <p><u>ケ. 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。</u></p> <p><u>コ. 愛護動物（ペット）の飼育スペースの設置場所と衛生対策実施体制等の確立に努め</u></p>	<p><u>視点に配慮するため、避難所運営委員会に女性の参画を図るなど、安全で安心な避難所生活を目指す。また、女性に必要な物資の配布、プライバシーの保護、女性に対する暴力の防止等に配慮する。</u></p> <p>④ 避難所運営は普段のコミュニティ活動の延長</p> <p><u>避難生活は長期化を余儀なくされると考え、避難所では、コミュニティの単位を基本とする考え方で運営する。それぞれの自立に向けた取り組みを共有し、地域コミュニティの再生と更なる活性化につなげる。</u></p> <p>(2) 避難所の運営組織の育成</p> <p><u>避難所運営マニュアルに基づき避難所運営委員会を設置するため、避難所の施設管理者、自治会、自主防災組織と連携して、避難所の運営訓練を実施する。</u></p> <p><u>なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。</u></p> <p>(3) 避難所のレイアウトづくり</p> <p><u>避難者が安心して過ごせる避難所に向けて以下のポイントを踏まえ平常時からレイアウトを作成する。</u></p> <p>■レイアウトづくりのポイント</p> <p>○ <u>車いすも通行可能な幅 130cm 程度確保し、通路をつくる。</u></p> <p>○ <u>要配慮者の配置は、トイレに近い通路側になるようにする。</u></p> <p>○ <u>情報掲示板や看板を設置し、避難者が情報共有できるようにする。</u></p> <p>○ <u>更衣室、洗濯物干し場など、女性に配慮したスペースを確保する。</u></p> <p>○ <u>冷暖房器具や給水所の設置など、暑さ寒さ対策及び換気に配慮する。</u></p> <p>○ <u>物資の搬入のことを考慮し、駐車場や保管スペースを確保する。</u></p> <p>■個室を確保した方が良いスペース</p> <p>○ <u>避難所運営委員会本部</u> ○ <u>キッズスペース</u> ○ <u>相談室</u></p> <p>○ <u>救護室</u> ○ <u>感染症対策室</u> ○ <u>ペットスペース</u></p> <p>○ <u>男女別休養スペース</u></p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>る。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>9 被災証明書発行体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>なお、被災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつすみやかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する市職員の研修等の実施により、ノウハウを持った人材の育成に努める。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 5 医療救護体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>(3) 宗像医師会等との連携強化</u></p> <p><u>災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。</u></p> <p><u>そのため、宗像医師会等に協力を求め、医療体制の整備を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 6 輸送体制の整備</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8 被災証明書発行体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>なお、被災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、<u>他市町村からの応援受援体制の整備や福岡県建築士会と協定を締結する等、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつすみやかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく正確かつ速やかな調査を行うため、県や被災経験のある自治体に調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する市職員の研修等を実施し、</u>ノウハウを持った人材の育成に努める。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 5 医療救護体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>(3) 宗像医師会との連携強化</u></p> <p><u>宗像医師会に協力を求め、医療体制の整備を図るとともに、平常時においても防災訓練等で連携強化を図る。</u></p> <p><u>(4) 宗像水光会総合病院との連携強化</u></p> <p><u>災害拠点病院として、地域の中核的な救命医療施設として機能し、医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を実施する。また、平常時においても防災訓練等で連携強化を図る。</u></p> <p>(5) 長期的医療体制の整備</p> <p><u>健康福祉班は、避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策等を実施するための準備を推進する。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 6 輸送体制の整備</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 物資集配拠点の整備</p> <p><u>物資集配拠点の学校施設について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法についてあらかじめ整理する。</u></p> <p>■物資集配拠点の検討事項</p> <p>○ <u>案内標識の設置、区画指定計画の策定</u></p> <p>○ <u>緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく、確保すべき輸送施設及び輸送拠点の事前把握</u></p> <p>○ <u>輸送施設及び輸送拠点における耐震性の確保</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>6 海上輸送の確保</p> <p><u>災害時の海上における緊急輸送を確保するため、現状の市営渡船の維持に努めるとともに、あらかじめ漁業協同組合等と協定を締結するなど、被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の確立に努める。</u></p> <p>第7 要配慮者安全確保体制の整備</p> <p>1 <u>社会福祉施設、病院等</u>に対する対策</p> <p>(1) 施設の整備</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 物資集配拠点の整備</p> <p><u>災害発生時の物資集配拠点については、市内の被災状況により以下の施設の中から選定する。災害時における物資集配拠点施設に関する協定締結先へ、利用施設の設備や機具等の操作についても協力を求めるものとする。</u></p> <p><u>市は、災害時の防災拠点のひとつとして、「道の駅むなかた」を避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等として、国、県と相互に活用するものとし、「道の駅むなかた」の管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。</u></p> <p>■物資集配拠点の施設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">施設名称</th> <th style="text-align: left;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>富地原ライスセンター</u></td> <td>宗像市富地原 6-1</td> </tr> <tr> <td><u>光岡カントリー</u></td> <td>宗像市光岡 828</td> </tr> <tr> <td><u>本店集荷場</u></td> <td>宗像市東郷 4 丁目 4-3</td> </tr> <tr> <td><u>玄海選果場</u></td> <td>宗像市江口 281</td> </tr> <tr> <td><u>上西郷集荷場</u></td> <td>福津市内殿 1012</td> </tr> <tr> <td><u>津屋崎集荷場</u></td> <td>福津市津屋崎 8 丁目 1-1</td> </tr> <tr> <td><u>道の駅むなかた</u></td> <td>宗像市江口 1172</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>6 海上輸送の確保</p> <p><u>災害時の海上における緊急輸送を確保するため、市営渡船の維持に努めるとともに、あらかじめ漁業協同組合等と協定を締結するなど、被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の確立に努める。</u></p> <p>第7 要配慮者安全確保体制の整備</p> <p>1 <u>要配慮者等利用施設</u>に対する対策</p> <p>(1) 施設の整備</p>	施設名称	所在地	<u>富地原ライスセンター</u>	宗像市富地原 6-1	<u>光岡カントリー</u>	宗像市光岡 828	<u>本店集荷場</u>	宗像市東郷 4 丁目 4-3	<u>玄海選果場</u>	宗像市江口 281	<u>上西郷集荷場</u>	福津市内殿 1012	<u>津屋崎集荷場</u>	福津市津屋崎 8 丁目 1-1	<u>道の駅むなかた</u>	宗像市江口 1172
施設名称	所在地																
<u>富地原ライスセンター</u>	宗像市富地原 6-1																
<u>光岡カントリー</u>	宗像市光岡 828																
<u>本店集荷場</u>	宗像市東郷 4 丁目 4-3																
<u>玄海選果場</u>	宗像市江口 281																
<u>上西郷集荷場</u>	福津市内殿 1012																
<u>津屋崎集荷場</u>	福津市津屋崎 8 丁目 1-1																
<u>道の駅むなかた</u>	宗像市江口 1172																

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(3) <u>洪水浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定</u></p> <p>洪水浸水想定区域内に、要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、これら施設の名称及び所在地について定める。</p> <p>(4) <u>防災基盤の整備</u></p> <p>要配慮者自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 避難行動要支援者に対する対策</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(4) <u>避難行動要支援者名簿情報の提供</u></p> <p>ア. 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。</p> <p>ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて</p>	<p>市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の要配慮者が利用する施設の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(3) <u>浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定</u></p> <p>浸水想定区域内に、要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が大雨時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、これら施設の名称及び所在地について定める。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>(4) <u>土砂災害警戒区域内の要配慮者等利用施設の指定</u></p> <p>土砂災害警戒区域内に、要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が大雨時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、これら施設の名称及び所在地について定める。</p> <p>(5) <u>避難確保計画の作成</u></p> <p>要配慮者等利用施設は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者に対する対策</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(4) <u>避難行動要支援者名簿情報の提供</u></p> <p>ア. 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係機関（以下「避難支援等関係機関」という。）に対し、名簿情報を提供する。</p> <p>ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>【避難支援等関係者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>宗像地区消防本部職員</u> ② <u>宗像警察署署員</u> ③ <u>宗像市民生委員児童委員</u> ④ <u>宗像市社会福祉協議会職員</u> ⑤ <u>宗像市自主防災組織委員</u> ⑥ <u>宗像市消防団員</u> ⑦ <u>その他の避難支援等の実施に係る関係者</u> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(7) 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>自主防災組織の防災活動等の協力を得て、災害時における<u>避難指示等</u>の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での避難行動要支援者の避難への支援体制づくりを行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 9 食料、生活物資の供給体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 物資を避難所等へ的確に供給する仕組みの構築</p> <p><u>市の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、物資供給体制の仕組みを次の事項をふまえて構築する。</u></p> <p><u>ア. 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階では、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。</u></p> <p><u>イ. 物資集配拠点から避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によるのが効果的で</u></p>	<p>定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>【避難支援等関係機関】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>宗像地区消防本部</u> ② <u>宗像警察署</u> ③ <u>宗像市民生委員児童委員協議会</u> ④ <u>宗像市社会福祉協議会</u> ⑤ <u>宗像市自主防災組織</u> ⑥ <u>宗像市消防団</u> ⑦ <u>その他の避難支援等の実施に係る関係機関</u> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(7) 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>自主防災組織の防災活動等の協力を得て、災害時における<u>避難勧告等</u>の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での避難行動要支援者の避難への支援体制づくりを行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 9 食料、生活物資の供給体制の整備</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 物資を避難所等へ的確に供給する仕組みの構築</p> <p><u>発災直後は、国や県などが支援の必要性を先読みして行う「プッシュ型」の支援に対応し物資を供給する。その後は被災者のニーズに対応した物資を供給する「プル型」の支援に対応する。</u></p> <p><u>物資集配拠点における物資の荷捌き業務や、物資集配拠点から避難所への配送は、一連の業務として考え、地域に詳しい宅配事業者による配送が効果的であるため、災害時における輸送業務に関する協定締結先の協力を得て、支援物資を迅速かつ円滑に避難所等に配送できるように、物資供給体制の仕組みを構築する。</u></p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>ある。</p> <p><u>ウ．必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、物資集配拠点に滞留在庫が大量に生じることになる。</u></p> <p><u>エ．義援物資について</u></p> <p>○ <u>必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。</u></p> <p>○ <u>ダンボール箱への混載は避け、中身を明示していただくよう周知する。</u></p> <p><u>オ．医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第 3 章 風水害応急対策計画</p> <p>第 1 節 応急活動体制</p> <p>第 1 職員の動員配備</p> <p>1 配備の基準</p> <p>災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、<u>次の配備基準</u>による。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 参集指示</p> <p>勤務時間内 ○ 庁内放送、<u>庁内メール</u>、電話など</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 動員指令</p> <p>各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。</p> <p>災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び<u>非常配備要員</u>を動員する（勤務時間内は、庁内放送も活用）。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 参集場所</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第 3 章 風水害応急対策計画</p> <p>第 1 節 応急活動体制</p> <p>第 1 職員の動員配備</p> <p>1 配備の基準</p> <p>災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、<u>災害対策本部行動マニュアル</u>の配備基準による。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 参集指示</p> <p>勤務時間内 ○ <u>市緊急情報伝達システム</u>、庁内放送、電話など</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 動員指令</p> <p>各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。</p> <p>災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び<u>配備要員</u>を動員する（勤務時間内は、庁内放送も活用）。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 参集場所</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する<u>指定避難所</u>に参集する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 2 警戒活動</p> <p>1 警戒活動</p> <p>災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、<u>防災担当職員（各班）</u>を配備する。</p> <p>■警戒活動の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>福岡地区</u>に、大雨、洪水、<u>暴風</u>、高潮等の警報が発表されたとき ○ 台風の進路にあるが時間的余裕がある場合等で、<u>総務部長</u>が必要と認めるとき <p>2 活動体制、活動内容</p> <p>風水害等警戒体制として、<u>防災担当職員（各班）</u>は、次の警戒活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 3 災害対策本部の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて<u>各班の担当職員</u>を配備する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>■災害対策本部の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>福岡地区</u>に大雨、洪水、<u>暴風</u>、高潮等の警報が発表され被害が予想されるとき ○ 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき ○ その他、<u>本部長（市長）</u>が必要と認めたとき <p>■災害対策本部の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部は、本庁舎 3 階第 2 委員会室に設置する。 ○ 市民からの電話対応は地域安全課執務室において総務対策班が行う。 	<p>また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する<u>避難所</u>に参集する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 2 警戒活動</p> <p>1 警戒活動</p> <p>災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、<u>警戒配備要員</u>を配備する。</p> <p>■警戒活動の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>宗像市</u>に、大雨、洪水、<u>暴風（陸上）</u>、高潮等の警報が発表されたとき ○ 台風の進路にあるが時間的余裕がある場合等で、<u>危機管理交通担当部長</u>が必要と認めるとき <p>2 活動体制、活動内容</p> <p>風水害等警戒体制として、<u>警戒配備要員</u>は、次の警戒活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 3 災害対策本部の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策基本法第 23 条の 2 規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて<u>配備要員</u>を招集する。</p> <p><u>また、関係機関には、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。</u></p> <p>■災害対策本部の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>宗像市</u>に大雨、洪水、<u>暴風（陸上）</u>、高潮等の警報が発表され被害が予想されるとき ○ 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき ○ その他、<u>市長</u>が必要と認めたとき <p>■災害対策本部の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部は、本庁舎 3 階第 2 委員会室に設置する。

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等</p> <p><u>市（統括部）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、各コミュニティ運営協議会や職員及び下記の防災関係機関に通知する。</u></p> <p><u>通知方法は、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、BizFAX（旧iFAX）など）、防災行政無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム等を活用する。</u></p> <p><u>関係機関には、福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム、電話、ファクシミリにより通知するとともに、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。</u></p> <p>第4 災害対策本部の運営</p> <p>1 設置、指揮の権限</p> <p>災害対策本部の設置及び指揮は、<u>市長</u>が行う。</p> <p>市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、<u>市長</u>に代わり意思決定をすみやかに行う。</p> <p>この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに<u>市長</u>にこれを報告し、その承認を得る。</p> <p>2 災害対策本部の組織等</p> <p>■組織、役割</p> <p>本部長 市長 ○ 災害対策本部の事務を<u>総理</u>し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 本部会議</p> <p>■本部会議の概要</p> <p>事務局 ○ <u>地域安全課</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>○ 市民からの電話対応は地域安全課執務室又は <u>304 会議室</u>において総務対策班が行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等</p> <p><u>統括部（地域安全課）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、関係機関、各コミュニティ運営協議会や職員に通知する。</u></p> <p>第4 災害対策本部の運営</p> <p>1 設置、指揮の権限</p> <p>災害対策本部の設置及び指揮は、<u>本部長（市長）</u>が行う。</p> <p>市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、<u>本部長（市長）</u>に代わり意思決定をすみやかに行う。</p> <p>この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに<u>本部長（市長）</u>にこれを報告し、その承認を得る。</p> <p>2 災害対策本部の組織等</p> <p>■組織、役割</p> <p>本部長 市長 ○ 災害対策本部の事務を<u>総括</u>し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 本部会議</p> <p>■本部会議の概要</p> <p>事務局 ○ <u>統括部</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																																										
<p>5 分掌事務</p> <p>■宗像市防災拠点機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対策項目</th> <th style="width: 35%;">防災拠点機能</th> <th style="width: 50%;">施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援要請</td> <td><u>ボランティアセンター</u></td> <td>メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療救護</td> <td>医療救護所</td> <td><u>指定避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td><u>産業医科大学病院 福岡東医療センター</u></td> </tr> <tr> <td>交通輸送 対策</td> <td>物資集配拠点</td> <td><u>宗像ユリックス</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活救援</td> <td>給水拠点</td> <td><u>指定避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>炊き出し場所</td> <td><u>指定避難所等、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u></td> </tr> <tr> <td>被災者相談窓口</td> <td>市庁舎、<u>指定避難所</u></td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	防災拠点機能	施設名等	応援要請	<u>ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会	医療救護	医療救護所	<u>指定避難所等</u>	地域災害拠点病院	<u>産業医科大学病院 福岡東医療センター</u>	交通輸送 対策	物資集配拠点	<u>宗像ユリックス</u>	生活救援	給水拠点	<u>指定避難所等</u>	炊き出し場所	<u>指定避難所等、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>	被災者相談窓口	市庁舎、 <u>指定避難所</u>	<p>5 分掌事務</p> <p>■宗像市防災拠点機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対策項目</th> <th style="width: 35%;">防災拠点機能</th> <th style="width: 50%;">施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援要請</td> <td><u>災害ボランティアセンター</u></td> <td>メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療救護</td> <td>医療救護所</td> <td><u>避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td><u>宗像水光会総合病院</u></td> </tr> <tr> <td>交通輸送 対策</td> <td>物資集配拠点</td> <td><u>宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活救援</td> <td>給水拠点</td> <td><u>避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>炊き出し場所</td> <td><u>避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u></td> </tr> <tr> <td>被災者相談窓口</td> <td>市庁舎、<u>避難所</u></td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	防災拠点機能	施設名等	応援要請	<u>災害ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会	医療救護	医療救護所	<u>避難所等</u>	地域災害拠点病院	<u>宗像水光会総合病院</u>	交通輸送 対策	物資集配拠点	<u>宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた</u>	生活救援	給水拠点	<u>避難所等</u>	炊き出し場所	<u>避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>	被災者相談窓口	市庁舎、 <u>避難所</u>
対策項目	防災拠点機能	施設名等																																									
応援要請	<u>ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会																																									
医療救護	医療救護所	<u>指定避難所等</u>																																									
	地域災害拠点病院	<u>産業医科大学病院 福岡東医療センター</u>																																									
交通輸送 対策	物資集配拠点	<u>宗像ユリックス</u>																																									
生活救援	給水拠点	<u>指定避難所等</u>																																									
	炊き出し場所	<u>指定避難所等、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>																																									
	被災者相談窓口	市庁舎、 <u>指定避難所</u>																																									
対策項目	防災拠点機能	施設名等																																									
応援要請	<u>災害ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会																																									
医療救護	医療救護所	<u>避難所等</u>																																									
	地域災害拠点病院	<u>宗像水光会総合病院</u>																																									
交通輸送 対策	物資集配拠点	<u>宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた</u>																																									
生活救援	給水拠点	<u>避難所等</u>																																									
	炊き出し場所	<u>避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>																																									
	被災者相談窓口	市庁舎、 <u>避難所</u>																																									
<p>第2節 情報の収集伝達、災害警戒</p> <p>第1 気象情報等の収集伝達</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p>	<p>第2節 情報の収集伝達、災害警戒</p> <p>第1 気象情報等の収集伝達</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>4 情報の収集</p> <p style="padding-left: 20px;">統括部（地域安全課）は、次の入手先から気象情報等の収集を行う。</p> <p>■情報の入手先</p> <p>○福岡県防災ホームページ http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/index.php</p> <p>○福岡県河川防災情報（雨量・河川水位） http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/</p> <p>○福岡県土砂災害危険度情報 http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/</p> <p>○気象庁（気象情報） http://www.jma.go.jp/jma/index.html</p> <p>○福岡管区气象台 http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/</p> <p>○国土交通省川の防災情報 http://www.river.go.jp/</p>																																										

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後 (案)
<p>4 住民への周知</p> <p>市は、関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。</p> <p>大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。</p> <p>この場合、要配慮者、特に避難行動要支援者が災害対策基本法第 60 第 1 項の規定による避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。</p> <p>これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。</p> <p>(1) 直接的な方法</p> <p>ア. 緊急情報伝達システムの利用</p> <p>イ. 広報車、消防団車両の利用</p> <p>ウ. 水防計画等による警鐘の利用</p> <p>(2) 間接的な方法</p> <p>ア. 自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知</p> <p>イ. 他機関を通じての通知</p> <p>5 異常現象発見時における措置 (災害対策基本法第 54 条)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市長の通報</p> <p>通報を受けた市長は、福岡管区気象台、<u>県総務部防災危機管理局</u>に通報する。</p> <p>6 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>第 3 風水害、土砂災害の警戒活動</p> <p>1 水害の警戒活動</p>	<p>○九州電力 (停電情報) http://www.kyuden.co.jp/info_teiden/fukuoka.html</p> <p>5 住民への周知</p> <p>総務対策班は避難勧告等や気象情報等について、次のとおり住民への伝達周知を行う。</p> <div data-bbox="1131 391 2161 694" data-label="Diagram"> </div> <p>■自動起動による情報伝達手段</p> <p>■その他の情報伝達手段</p> <p>○ 市ホームページ</p> <p>○ 市防災ホームページ</p> <p>○ Facebook</p> <p>○ 広報車、消防団車両</p> <p>○ 自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知</p> <p>○ 他機関を通じての通知</p> <p>6 異常現象発見時における措置 (災害対策基本法第 54 条)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市長の通報</p> <p>通報を受けた市長は、福岡管区気象台、<u>県防災危機管理局</u>に通報する。</p> <p>7 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>第 3 風水害、土砂災害の警戒活動</p> <p>1 水害の警戒活動</p> <p>(1) 警戒本部体制</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>(1) 警戒本部体制</p> <p>■活動内容</p> <p>○ <u>指定避難所</u>の施設提供と自主避難者への対応 (略)</p> <p>2 土砂災害の警戒活動</p> <p>■活動内容</p> <p>○ <u>指定避難所</u>の施設提供と自主避難者への対応 (略)</p> <p>■警戒体制の雨量の目安と対応 (略)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治会、隣組等の協力を得て、担当地区別に被害調査を行い、総務対策班に報告する。</p> <p>各班は、<u>被害調査員の地区別調査報告をふまえ</u>、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務対策班に報告する。 (略)</p> <p><u>なお、必要に応じて、県、九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社と連携し、災害関係情報収集用カメラや交通監視用テレビ等の活用も行う。</u></p>	<p>■活動内容</p> <p>○ <u>避難所</u>の施設提供と自主避難者への対応 (略)</p> <p>2 土砂災害の警戒活動</p> <p>■活動内容</p> <p>○ <u>避難所</u>の施設提供と自主避難者への対応 (略) (削除)</p> <p>第5 被害調査</p> <p>関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、<u>コミュニティ運営協議会、自治会、隣組等の協力を得て、担当地区別に被害調査を行い、総務対策班に報告する。</u></p> <p>各班は、<u>地区別調査報告をふまえ</u>、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務対策班に報告する。 (略) (削除)</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																					
<p>第3節 災害広報</p> <p>第1 災害広報</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の情報を被災者等へ伝達できるよう、市緊急情報伝達システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。</p> <p>■広報の時期、手段、内容</p> <table border="1" data-bbox="69 480 1099 1241"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） 市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 指定避難所等の開設状況 </td> </tr> <tr> <td>応急対策活動時</td> <td>市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） 市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ・看板 ホームページ JCOM九州（ケーブルテレビ） テレビ・ラジオ等 県防災メール その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項 </td> </tr> </tbody> </table>	時 期	手 段	内 容	災害発生直後	市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） 市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 指定避難所等の開設状況 	応急対策活動時	市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） 市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ・看板 ホームページ JCOM九州（ケーブルテレビ） テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項 	<p>第3節 災害広報</p> <p>第1 災害広報</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>避難勧告等</u>の情報を被災者等へ伝達できるよう、市緊急情報伝達システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。</p> <p>■広報の時期、手段、内容</p> <table border="1" data-bbox="1149 480 2130 1257"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>第3章第2節 第1気象情報等の収集伝達 5住民への周知 のとおり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難準備・高齢者等避難開始 ○ 気象情報 ○ 市民のとりべき災害への対策 ○ 避難所の開設状況 </td> </tr> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>上段に加え、 現場での広報 テレビ・ラジオ等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所の開設状況 </td> </tr> <tr> <td>応急対策活動時</td> <td>上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項 </td> </tr> </tbody> </table>	時 期	手 段	内 容	災害発生前	第3章第2節 第1気象情報等の収集伝達 5住民への周知 のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難準備・高齢者等避難開始 ○ 気象情報 ○ 市民のとりべき災害への対策 ○ 避難所の開設状況 	災害発生直後	上段に加え、 現場での広報 テレビ・ラジオ等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所の開設状況 	応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項
時 期	手 段	内 容																				
災害発生直後	市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） 市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 指定避難所等の開設状況 																				
応急対策活動時	市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） 市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ・看板 ホームページ JCOM九州（ケーブルテレビ） テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項 																				
時 期	手 段	内 容																				
災害発生前	第3章第2節 第1気象情報等の収集伝達 5住民への周知 のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難準備・高齢者等避難開始 ○ 気象情報 ○ 市民のとりべき災害への対策 ○ 避難所の開設状況 																				
災害発生直後	上段に加え、 現場での広報 テレビ・ラジオ等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所の開設状況 																				
応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項 																				
<p>第2 報道機関への協力要請及び報道対応</p> <p>1 放送要請</p> <p>（略）</p>	<p>第2 報道機関への協力要請及び報道対応</p> <p>1 放送要請</p> <p>（略）</p>																					

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>(新設)</p> <p>2 情報提供 (略)</p> <p>■記者発表の方法</p> <p>発表者 本部長、副本部長又は秘書政策課長</p> <p>なお、総務対策班は、報道機関に対して、<u>指定避難所等</u>においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。</p>	<p>■市から九州朝日放送株式会社への要請</p> <p>市は、九州朝日放送株式会社に対し、<u>防災パートナーシップに関する協定に基づき、災害及び防災に関する情報の放送を要請する。</u></p> <p>2 情報提供 (略)</p> <p>■記者発表の方法</p> <p>発表者 本部長、副本部長又は総務対策班班長</p> <p>なお、総務対策班は、報道機関に対して、<u>避難所等</u>においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。</p>
<p>第4節 応援要請 (新設)</p>	<p>第4節 応援要請</p> <p>第1 受援体制</p> <p>1 基本方針</p> <p><u>災害時の受援能力の強化を図るため、受援体制の構築、業務継続計画をふまえた受援対象業務の選定、支援の要請・受入れ手順を定めた災害時受援計画に基づき、災害時は以下の方針で運用する。</u></p> <p>○ <u>躊躇せずに素早く支援を求める。</u></p> <p>○ <u>支援機関と積極的にコミュニケーションをとる。</u></p> <p>2 受援体制</p> <p><u>災害時における応援を円滑に受け入れるため、応援受入れの総合的窓口として「受援班」を設置する。</u></p> <p>■受援の基本的な枠組み</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>第1 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等 （略）</p> <p><u>ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。</u></p> <p><u>なお、この通知を行った場合、市長はすみやかに県知事にその旨を通知する。</u></p> <p>（略）</p> <p>1 派遣要請依頼 （略）</p> <p>なお、事後すみやかに知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。</p> <p>市は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 県、他市町村等への応援要請</p> <p><u>応援要請を求めるときは、以下に掲げる場合において災害対策本部会議の決定に基づき、統括部（地域安全課）が行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>■受援班の組織</p> <p>第2 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等 （略） （削除）</p> <p>1 派遣要請依頼 （略）</p> <p>なお、事後すみやかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。</p> <p><u>ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この通知を行った場合は、市長はすみやかに県知事にその旨を通知する。</u></p> <p>市は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 県、他市町村等への応援要請</p> <p><u>県（受援本部等）を通じた応援要請を行う場合は、受援班が行う。</u></p> <p>（略）</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>1 県等への要請</p> <p><u>統括部（地域安全課）</u>は、必要に応じて<u>県知事</u>に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するほか、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。</p> <p>■ 県への応援要請の手続き</p> <p>要請先 <u>県防災危機管理局</u></p> <p>2 国の機関への要請</p> <p><u>統括部（地域安全課）</u>は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。</p> <p>■ 指定地方行政機関等への応援要請の手続き</p> <p>要請先 <u>指定地方行政機関又は県防災危機管理局</u></p> <p>3 他市町村への要請及び応援</p> <p><u>統括部（地域安全課）</u>は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>なお、複数の市町村に要請する場合は<u>県</u>に要請し、災害対策に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>第 3</u> 消防応援の要請、受け入れ等</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>第 4</u> 民間団体等への協力要請</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>第 5</u> ボランティアの活動支援</p> <p>1 <u>ボランティアセンター</u>の設置</p> <p>市民対策班は、社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動拠点となる<u>ボランティアセンター</u>の設置、運営を要請する。</p>	<p>1 県等への要請</p> <p><u>受援班</u>は、必要に応じて<u>県（受援本部等）</u>を通じ、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するほか、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。</p> <p>■ 県への応援要請の手続き</p> <p>要請先 <u>県受援本部等（県防災危機管理局）</u></p> <p>2 国の機関への要請</p> <p><u>受援班</u>は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。</p> <p>■ 指定地方行政機関等への応援要請の手続き</p> <p>要請先 <u>県受援本部等（県防災危機管理局）、指定地方行政機関</u></p> <p>3 他市町村への要請及び応援</p> <p><u>受援班</u>は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>なお、複数の市町村に要請する場合は<u>県受援本部等</u>に要請し、災害対策に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>第 4</u> 消防応援の要請、受け入れ等</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>第 5</u> 民間団体等への協力要請</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>第 6</u> ボランティアの活動支援</p> <p>1 <u>災害ボランティアセンター</u>の設置</p> <p>市民対策班は、社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動拠点となる<u>災害ボランティアセンター</u>の設置、運営を要請する。</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>なお、災害時のみならず復旧時においても、社会福祉協議会等と連携して、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>また、<u>ボランティアセンター</u>と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。</p> <p>さらに、福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページ等を活用し、災害ボランティア関係団体との情報交換等、緊密な連携を図る。</p> <p><u>ボランティアセンター</u>の主な役割は、次のとおりである。</p> <p>■<u>ボランティアセンター</u>の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>2 連絡調整等</p> <p><u>一般ボランティアの活動支援を必要とする班は、市民対策班に要望等を連絡する。</u></p> <p><u>市民対策班は、ボランティアセンターの代表者に情報を提供し、活動内容等について調整を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>3 <u>一般ボランティアの活動内容</u></p> <p><u>一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。</u></p> <p>■<u>一般ボランティアの活動内容</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>4 専門ボランティアの対応</p> <p>専門ボランティアは、<u>ボランティアセンター</u>が中心となり、受け入れ等の対応を行い、関係各班と連携して活動を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p>	<p>なお、災害時のみならず復旧時においても、社会福祉協議会等と連携して、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>また、<u>災害ボランティアセンター</u>と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。</p> <p>さらに、福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページ等を活用し、災害ボランティア関係団体との情報交換等、緊密な連携を図る。</p> <p><u>災害ボランティアセンター</u>の主な役割は、次のとおりである。</p> <p>■<u>災害ボランティアセンター</u>の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>2 連絡調整等</p> <p><u>被災者からボランティアの要請等があった際には、災害ボランティアセンターの窓口を案内するとともに、災害ボランティアセンターについて広く周知する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>3 <u>災害ボランティアの活動内容</u></p> <p><u>災害ボランティアの活動内容は、次のとおりである。</u></p> <p>■<u>災害ボランティアの活動内容</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>4 専門ボランティアの対応</p> <p>専門ボランティアは、<u>災害ボランティアセンター</u>が中心となり、受け入れ等の対応を行い、関係各班と連携して活動を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p>
<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用申請</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用申請</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																
<p>5 救助の種類等</p> <p>■救助の種類</p> <p>市長 ○ <u>指定避難所等</u>の供与 (略)</p>	<p>5 救助の種類等</p> <p>■救助の種類</p> <p>市長 ○ <u>避難所</u>の供与 (略)</p>																
<p>第6節 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="85 432 797 868"> <thead> <tr> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u></td> </tr> <tr> <td>第2 警戒区域の設定</td> </tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>第4 広域的避難者の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>第5 <u>指定避難所等</u>の開設</td> </tr> <tr> <td>第6 <u>指定避難所等</u>の運営</td> </tr> <tr> <td>第7 旅行者、滞在者の安全確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の<u>生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</u></p> <p>第1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始の情報提供</u></p> <p><u>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を提供する。</u></p> <p>2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）の発令権者</u></p> <p>市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「<u>避難勧告</u>」を<u>行い</u>、事態が切迫し、急を要する</p>	項 目	第1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>	第2 警戒区域の設定	第3 避難誘導	第4 広域的避難者の受け入れ	第5 <u>指定避難所等</u> の開設	第6 <u>指定避難所等</u> の運営	第7 旅行者、滞在者の安全確保	<p>第6節 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="1146 432 1859 868"> <thead> <tr> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>避難勧告等</u></td> </tr> <tr> <td>第2 警戒区域の設定</td> </tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>第4 広域的避難者の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>第5 <u>避難所</u>の開設</td> </tr> <tr> <td>第6 <u>避難所</u>の運営</td> </tr> <tr> <td>第7 旅行者、滞在者の安全確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の<u>生命・身体の保護を目的として、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すため、避難勧告等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</u></p> <p>第1 <u>避難勧告等</u> (削除)</p> <p>1 <u>避難勧告等の発令権者</u></p> <p>市長は、<u>今後、避難勧告や避難指示（緊急）の発令が予想されるときに、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者</u></p>	項 目	第1 <u>避難勧告等</u>	第2 警戒区域の設定	第3 避難誘導	第4 広域的避難者の受け入れ	第5 <u>避難所</u> の開設	第6 <u>避難所</u> の運営	第7 旅行者、滞在者の安全確保
項 目																	
第1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>																	
第2 警戒区域の設定																	
第3 避難誘導																	
第4 広域的避難者の受け入れ																	
第5 <u>指定避難所等</u> の開設																	
第6 <u>指定避難所等</u> の運営																	
第7 旅行者、滞在者の安全確保																	
項 目																	
第1 <u>避難勧告等</u>																	
第2 警戒区域の設定																	
第3 避難誘導																	
第4 広域的避難者の受け入れ																	
第5 <u>避難所</u> の開設																	
第6 <u>避難所</u> の運営																	
第7 旅行者、滞在者の安全確保																	

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）								
<p>ときは「避難指示（緊急）」を行う。</p> <p>また、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「安全確保措置」という。）の指示を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>に関する事務を行う。</p> <p>なお、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等は、夜間や早朝であっても躊躇なく発令するものとし、市民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する必要があることを周知しておく。</p> <p>■<u>避難の勧告・指示</u>の発令権者及びその内容</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の区分</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%; text-align: center;">市民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難準備・高齢者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始）</u> ○ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u> </td> </tr> </tbody> </table>		市民等に求める行動	避難準備・高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始）</u> ○ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u> 	<p>が迅速に避難できるよう、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令する。また、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「<u>避難勧告</u>」を<u>発令し</u>、事態が切迫し、急を要するときは「<u>避難指示（緊急）</u>」を<u>発令する</u>。</p> <p>避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「安全確保措置」という。）の指示を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、<u>避難勧告等</u>に関する事務を行う。</p> <p>なお、<u>避難勧告等</u>は、夜間や早朝であっても躊躇なく発令するものとし、市民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する必要があることを周知しておく。</p> <p>■<u>避難勧告等</u>の発令権者及びその内容</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 <u>避難勧告等の区分</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%; text-align: center;">市民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難準備・高齢者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・ <u>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・ <u>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		市民等に求める行動	避難準備・高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・ <u>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・ <u>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u>
	市民等に求める行動								
避難準備・高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始）</u> ○ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u> 								
	市民等に求める行動								
避難準備・高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・ <u>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・ <u>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u> 								

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前		修正後（案）	
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	避難勧告	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
避難指示（緊急）	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	避難指示（緊急）	・ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
<p>※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された指定緊急避難場所、一時避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>4 避難勧告、避難指示（緊急）等の基準</p> <p>市長が行う避難のための立ち退きの勧告・指示（緊急）、安全確保措置の指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合を基準として実施する。</p> <p>また、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。なお、発令基準等の詳細は、別に定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」による。</p> <p>（略）</p> <p>■避難勧告、避難指示（緊急）等をする場合のめやす</p> <p>（略）</p> <p>5 避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達</p>		<p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>3 避難勧告等の基準</p> <p>市長が行う避難勧告等の発令基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づく。</p> <p>また、避難勧告等の発令について、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該事項について、助言を求めることができる。</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p> <p>5 避難勧告等の伝達</p>	

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を、市緊急情報伝達システム、<u>地域防災無線</u>、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>■<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の方法及び伝達事項</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p>伝達事項 ○ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>、安全確保措置の指示の理由</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>6 県・関係機関への報告、要請</p> <p><u>市長（統括部）</u>は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。</p> <p>■連絡先</p> <p>指定避難所等の開設要請</p> <p>7 解除とその伝達、報告</p> <p><u>市長（統括部）</u>は、関係各班と連携し、災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を解除し、<u>指定避難所</u>等に避難している対象者に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p><u>市長</u>は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。</p> <p>また、<u>本部長</u>からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自</p>	<p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに<u>避難勧告等</u>を、市緊急情報伝達システム、<u>防災行政無線</u>、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>■<u>避難勧告等</u>の方法及び伝達事項</p> <p>担当・方法 <u>放送事業者</u> <u>テレビ、ラジオ等</u></p> <p>伝達事項 ○ <u>避難勧告等</u>、安全確保措置の指示の理由</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>6 県・関係機関への報告、要請</p> <p><u>市長（本部長）</u>が<u>避難勧告等</u>を発令した場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。</p> <p>■連絡先</p> <p><u>避難所</u>の開設要請</p> <p>7 解除とその伝達、報告</p> <p><u>市長（本部長）</u>は、<u>統括部及び関係各班</u>と連携し、災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難勧告等</u>を解除し、<u>避難所</u>等に避難している対象者に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p><u>本部長（市長）</u>は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。</p> <p>また、<u>本部長（市長）</u>からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜ</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>衛官が<u>本部長</u>の職権を行った場合、その旨を<u>本部長</u>に通知する。</p> <p>（略）</p> <p>4 解除とその伝達</p> <p>（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を<u>指定避難所等</u>に避難している対象区域の避難者等に伝達する。</p> <p>第3 避難誘導</p> <p>1 危険地域からの避難誘導</p> <p>避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの<u>指定避難所等</u>まで行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 避難の誘導方法</p> <p>被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた<u>指定避難所等</u>が使用できない場合や、<u>指定避難所等</u>に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>（略）</p> <p>第5 <u>指定避難所等</u>の開設</p> <p>2 自主避難への対応</p> <p>（移動）</p> <p>1 <u>指定避難所等</u>の開設</p> <p>開設する<u>指定避難所等</u>は、原則的に本部長（市長）が選定する。</p> <p><u>指定避難所等</u>の開設は、避難所担当職員が施設管理者等の協力を得て実施する。</p> <p><u>緊急に指定避難所等を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。</u></p> <p>なお、大規模災害等により<u>指定避難所等</u>が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て臨時避難所として開設を行うとともに、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、</p>	<p>られた自衛官が<u>本部長（市長）</u>の職権を行った場合、その旨を<u>本部長（市長）</u>に通知する。</p> <p>（略）</p> <p>4 解除とその伝達</p> <p>（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を<u>避難所等</u>に避難している対象区域の避難者等に伝達する。</p> <p>第3 避難誘導</p> <p>1 危険地域からの避難誘導</p> <p>避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの<u>避難所等</u>まで行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 避難の誘導方法</p> <p>被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた<u>避難所</u>が使用できない場合や、<u>避難所</u>に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>（略）</p> <p>第5 <u>避難所</u>の開設</p> <p>1 自主避難への対応</p> <p>（略）</p> <p>2 <u>避難所</u>の開設</p> <p>開設する<u>避難所</u>は、原則的に本部長（市長）が選定する。</p> <p><u>避難所の開設は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所担当職員が施設管理者等の協力を得て実施する。</u></p> <p><u>緊急に避難所を開設する必要があるときで、施設管理者、施設の職員が勤務している場合は、避難所担当職員の到着を待たずに避難所を開設する。</u></p> <p>なお、大規模災害等により<u>避難所</u>が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>※災害救助法による<u>指定避難所等</u>の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。</p> <p>3 避難者の受け入れ</p> <p><u>指定避難所等の開設時に、すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。</u></p> <p><u>その後、要配慮者とその他避難者のスペースを確保、決定し、それぞれ受け入れる。</u></p> <p>4 避難所内事務室の開設</p> <p><u>指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。</u></p> <p><u>なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。</u></p> <p>5 指定避難所開設の報告</p> <p style="padding-left: 20px;">（略）</p> <p>■<u>指定避難所開設の報告事項</u></p> <p>○ <u>避難所開設の日時及び場所</u></p> <p>○ <u>箇所数及び収容人数</u></p> <p>○ <u>開設予定期間</u></p>	<p>の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て臨時避難所として開設を行うとともに、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>※災害救助法による<u>避難所</u>の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。</p> <p>(1) 避難所となる施設の建物・土地や設備の安全確認</p> <p><u>市が指定する避難所を開設する避難所担当職員は、建物の安全確認を行う。建物の安全確認が済むまでは危険なため、避難者に中に入ることはできないことを伝える。</u></p> <p>(2) 施設内の利用できる場所の確認</p> <p><u>利用できる場所の確認、立ち入りを禁止する場所の指定、利用できる設備や資機材の確認等、施設管理者と打ち合わせる。</u></p> <p>(3) 避難所のレイアウトの決定</p> <p><u>第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第3避難体制の整備 5避難所運営体制の整備 (3)避難所のレイアウトづくり に記載のポイントを踏まえ、レイアウトを決定する。</u></p> <p>(4) トイレの確保・管理</p> <p><u>まずは、既設トイレ設備の確認を行う。既設トイレが使用できない場合は、備蓄している災害用トイレを使用する。</u></p> <p><u>市民対策班は、トイレが不足していないかを確認し、必要数を確保する。男性、女性を区別し、特に女性用トイレは多く設置する。</u></p> <p>3 避難所開設の報告</p> <p style="padding-left: 20px;">（略）</p> <p>■<u>避難所開設の報告事項</u></p> <p>○ <u>避難勧告等種別</u></p> <p>○ <u>対象地区名〔避難先名〕</u></p> <p>○ <u>発令理由・発令日時</u></p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>○ 避難対象地区名（災害危険箇所名等） （略）</p> <p>6 指定避難所等の孤立防止等</p> <p><u>指定避難所等</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での<u>指定避難所等</u>の設置・維持についての適否を検討する。</p> <p>この場合、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開設した<u>指定避難所等</u>の付近住民に対するすみやかな周知徹底 ○ 警察等との連携 ○ 避難所責任者の専任とその権限の明確化 ○ 避難者名簿の作成（なお、<u>指定避難所</u>で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する） ○ 要配慮者に対する配慮 <p>7 指定避難所等の統合・廃止</p> <p>災害の復旧状況や避難者数等により、<u>指定避難所等</u>の統合及び廃止を行う。</p> <p>第6 <u>指定避難所</u>の運営</p> <p>1 <u>運営担当</u></p> <p><u>指定避難所の運営は、災害初期では避難所担当職員及び市民対策班が担当する。</u> <u>ただし、避難所生活が長期化するときは、指定避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。</u></p> <p><u>なお、避難者による自主的な生活ルールが、女性、子ども、高齢者、障がい者等の多様な意見をふまえたものとなるよう努めるとともに、特に、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。</u></p> <p>■<u>運営事項</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難勧告等対象数（世帯数・人数）</u> ○ <u>実避難数（世帯数・人数）</u> ○ <u>避難所開設数</u> （略） <p>4 <u>避難所</u>の孤立防止等</p> <p><u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での<u>避難所</u>の設置・維持についての適否を検討する。</p> <p>この場合、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開設した<u>避難所</u>の付近住民に対するすみやかな周知徹底 ○ 警察等との連携 ○ 避難所責任者の専任とその権限の明確化 ○ 避難者名簿の作成（なお、<u>避難所</u>で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する） ○ 要配慮者に対する配慮 <p>5 <u>避難所</u>の統合・廃止</p> <p>災害の復旧状況や避難者数等により、<u>避難所</u>の統合及び廃止を行う。</p> <p>第6 <u>避難所</u>の運営</p> <p><u>避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、地域住民（避難者）が主体となり、避難所担当職員と協力して行う。</u></p> <p>1 <u>避難者の受付</u></p> <p><u>避難所担当職員は、受付を設置し、避難者に世帯ごとに避難者カードを記載してもらい、避難者名簿を作成する。安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報（住所、氏名等）は原則公開とするよう被災者に協力を求める。</u></p> <p><u>ただし、DVや虐待等の被害により、居住地を秘匿している場合もあることから、協力を求める際には、避難者の意向を尊重する。</u></p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>○ 避難者名簿等の作成</p> <p>○ 居住区域の割り振りと班長の選出</p> <p>○ 食料、生活必需品の請求、受取、配給</p> <p>○ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）</p> <p>○ 運営記録の作成</p> <p>○ 生活ルールの作成</p> <p>2 避難者カード・名簿の作成</p> <p>避難所担当職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。</p> <p>避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを市民対策班に送付する。</p> <p>なお、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報及び民生委員児童委員、介護保険事業者や障がい福祉事業者が把握している要配慮者の居場所や安否情報を把握し、県等への報告を行う。</p> <p>3 居住区域の割り振りと班長の選出</p> <p>避難所担当職員は、自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。</p> <p>また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。</p> <p>なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。</p> <p>■協力要請事項</p> <p>○ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知</p> <p>○ 物資の配布活動等の補助</p> <p>○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ</p> <p>○ 防疫活動等への協力</p> <p>○ 施設の保全管理</p>	<p>高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人（要配慮者）の状況を確認する。</p> <p>運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。</p> <p>2 避難所利用者の組分け</p> <p>避難所の居住スペースの単位で「組」を作る。自治会単位などをもとに編成。自治会役員などの協力を得て組分けをする。避難所周辺で車中泊・テント生活者や在宅など避難所以外の場所に滞在する人も組を編成する。</p> <p>3 避難所運営委員会の設置</p> <p>(1) 組長の選出</p> <p>各組ごとにとりまとめを行う代表者（組長）を選出してもらう。</p> <p><代表者（組長）の選出></p> <p>□組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。</p> <p>□なお、交代の際は、的確に引き継ぎを行う。</p> <p><代表者（組長）の役割></p> <p>□組内の意見を取りまとめ運営委員会に報告する。</p> <p>□運営委員会や各運営班での決定事項は、組内全員に伝達する。</p> <p>□運営委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、組ごとに当番制で行う。</p> <p>□組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布する。</p> <p>□組内に要配慮者（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。</p> <p>□掃除など環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。</p> <p>(2) 避難所運営委員会の構成員の選出</p> <p>避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・民生委員など地域の役員や自主防災組織、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人など、災</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後 (案)								
	<p>害時に配慮が必要な人やその家族からも選出)、市担当者、施設管理者が集まり、避難所運営委員会規約(案)を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。</p> <p><u>＜避難所運営委員会の構成員選出の際の留意事項＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営には女性の視点も取り入れて運営していく必要があることから、構成員には女性を加える。少なくとも3割以上は女性が参画することを目標にする。 ・避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する。 <p>ただし、車中泊・テント生活をする人々の組でつくる組長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる組の組長は、必ず1名ずつ出席できるよう努める。</p> <p>(3) 会長、副会長の選出</p> <p>避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出する。</p> <p>(4) 運営規約、避難所のルール作成、掲示</p> <p>避難所運営マニュアルを参考に、避難所運営に必要な事項を検討し、運営規約、避難所のルールを作成する。</p> <p>(5) 運営班の設置</p> <p>避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班を設置し運営する。</p> <p>■各運営班の役割(例) *各班は、班長、副班長、班員等で構成。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1013 2161 1401"> <thead> <tr> <th>班名(例)</th> <th>役割(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡 </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応 </td> </tr> <tr> <td>管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理 </td> </tr> </tbody> </table>	班名(例)	役割(例)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応 	管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理
班名(例)	役割(例)								
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡 								
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応 								
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理 								

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）	
<p>4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分 避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。物資等を受け取ったときは、<u>各居住区の班長等</u>と協力し、避難者に配分する。 なお、<u>指定避難所</u>は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、<u>指定避難所</u>の避難者に理解を求めよう努める。</p> <p>5 運営記録の作成、報告</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の点検、故障対応
	相談班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
	食料班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、水等の確認・食物アレルギー対応 ・食料の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応
	物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の確認・物資ニーズの把握 ・物資の調達・受入・管理、配給
	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生環境の管理、避難所内の清掃・避難所の巡回 ・衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)・感染症予防
	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康状態の確認
	要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の支援 <p>高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策</p>
	避難所外 避難者対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所外の避難者の支援 <p>避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理</p>
	巡回警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の防火、防犯対策
	避難者交流班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の生きがいをづくりのための交流の場の提供
	ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入、調整、管理
<p>4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分 避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。物資等を受け取ったときは、<u>避難者で組織した食料班・物資班等</u>と協力し、避難者に配分する。 なお、<u>避難所</u>は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、<u>避難所</u>の避難者に理解を求めよう努める。</p> <p>5 運営記録の作成、報告</p>	4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分	<p>避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。物資等を受け取ったときは、<u>避難者で組織した食料班・物資班等</u>と協力し、避難者に配分する。</p> <p>なお、<u>避難所</u>は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、<u>避難所</u>の避難者に理解を求めよう努める。</p>
	5 運営記録の作成、報告	

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>避難所担当職員は、<u>指定避難所</u>の運営について運営記録を作成し、1日1回、市民対策班へ報告する。</p> <p>傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。</p> <p>6 広報</p> <p><u>指定避難所</u>での広報活動は、<u>避難所運営組織</u>、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。</p> <p>なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。</p> <p>7 管理・運営の留意点</p> <p><u>関係各班、自主防災組織は、指定避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難者の把握（出入りの確認）</u> ○ <u>混乱防止のための避難者心得の掲示</u> ○ <u>応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</u> ○ <u>生活環境への配慮</u> ○ <u>要配慮者への配慮</u> ○ <u>避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</u> ○ <u>間仕切りの設置</u> ○ <u>相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）</u> ○ <u>動物飼養者の周辺への配慮の徹底</u> ○ <u>安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保</u> ○ <u>生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供</u> ○ <u>生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当</u> ○ <u>トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置</u> ○ <u>テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難</u> 	<p>避難所担当職員は、<u>避難所</u>の運営について運営記録を作成し、1日1回、市民対策班へ報告する。</p> <p>傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。</p> <p>6 広報</p> <p><u>避難所</u>での広報活動は、<u>避難所運営委員会</u>、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。</p> <p>なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>者の情報受信の便宜を図る</p> <p>○ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮</p> <p>8 長期化への対応</p> <p>避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。</p> <p>■長期化への対策事項</p> <p><医療・保健・福祉></p> <p>○ 避難して助かった被災者が、<u>指定避難所</u>で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。</p> <p>○ <u>指定避難所</u>での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。</p> <p><防犯></p> <p>○ <u>指定避難所</u>、不在住宅等の防犯対策を行う。</p> <p>○ <u>指定避難所</u>のパトロール等（女性や子どもに対する性暴力や虐待等の予防）を行う。</p> <p>9 避難者の把握及び<u>指定避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>(1) 避難者の把握</p> <p>市民対策班は、<u>指定避難所</u>ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。</p> <p>また、<u>指定避難所</u>で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。</p> <p>(2) <u>指定避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>市民対策班は、<u>指定避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。</p> <p>避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用</p>	<p>7 長期化への対応</p> <p>避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。</p> <p>■長期化への対策事項</p> <p><医療・保健・福祉></p> <p>○ 避難して助かった被災者が、<u>避難所</u>で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。</p> <p>○ <u>避難所</u>での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。</p> <p><防犯></p> <p>○ <u>避難所</u>、不在住宅等の防犯対策を行う。</p> <p>○ <u>避難所</u>のパトロール等（女性や子どもに対する性暴力や虐待等の予防）を行う。</p> <p>8 避難者の把握及び<u>避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>(1) 避難者の把握</p> <p>市民対策班は、<u>避難所</u>ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。</p> <p>また、<u>避難所</u>で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。</p> <p>(2)<u>避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>市民対策班は、<u>避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。</p> <p>避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、必要に応じ、<u>指定避難所</u>における<u>家庭動物</u>のためのスペースを確保する。</p> <p>（新設）</p> <p>10 <u>在宅避難者対策</u></p> <p>在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、<u>指定避難所入所者</u>に準じ救援措置をとる。</p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <p>在宅避難者の把握については、<u>指定避難所</u>での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの<u>指定避難所</u>で状況を把握する。</p> <p>(2) 食料等の配給</p> <p>ア. 在宅避難者への食料等の配給は、各<u>指定避難所</u>又は状況により地区の要所で行う。</p> <p>（略）</p> <p>第7 旅行者、滞在者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>2 施設等の提供</p> <p>滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの<u>指定避難所</u>等に滞留者を誘導する。</p>	<p>頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難所</u>における<u>ペット</u>のためのスペースを確保する。</p> <p>9 <u>車中泊避難への対応</u></p> <p><u>車中泊の避難者は、避難者カードの活用などにより、避難状況を把握し、複数の車中泊者が集まる場所では、避難所に避難している人と同様に、車中泊者で組を編成し、最寄りの避難所での運営に参画してもらう。また、車中泊者に対しても、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係る情報を周知する。</u></p> <p><u>健康福祉班は、エコノミークラス症候群の防止、感染症予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防及び心身機能の低下の防止に努める。</u></p> <p>10 <u>在宅避難への対応</u></p> <p>在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、<u>避難所利用者</u>に準じ救援措置をとる。</p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <p>在宅避難者の把握については、<u>避難所</u>での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの<u>避難所</u>で状況を把握する。</p> <p>(2) 食料等の配給</p> <p>ア. 在宅避難者への食料等の配給は、各<u>避難所</u>又は状況により地区の要所で行う。</p> <p>（略）</p> <p>第7 旅行者、滞在者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>2 施設等の提供</p> <p>滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの<u>避難所</u>等に滞留者を誘導する。</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>第7節 救助・救急・消防活動</p> <p>第1 行方不明者名簿の作成</p> <p>■行方不明者名簿</p> <p>○ 行方不明者が、<u>指定避難所等</u>にいないか、まず避難者名簿で確認する。</p> <p>（略）</p> <p>第4 消防活動の実施</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 留意事項</u></p> <p>■消防活動の留意事項</p> <p>○ 病院、<u>指定避難所等</u>、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p><u>3 活動内容</u></p> <p>■消防団の活動内容</p> <p>避難誘導 ○ <u>避難勧告・指示</u>がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。</p> <p><u>4 市民、自主防災組織の活動</u></p> <p>（略）</p> <p><u>5 事業所の活動</u></p> <p>（略）</p> <p><u>6 消防広域応援要請</u></p> <p>（略）</p>	<p>第7節 救助・救急・消防活動</p> <p>第1 行方不明者名簿の作成</p> <p>■行方不明者名簿</p> <p>○ 行方不明者が、<u>避難所</u>にいないか、まず避難者名簿で確認する。</p> <p>（略）</p> <p>第4 消防活動の実施</p> <p>（略）</p> <p><u>2 同時多発火災に対応する基本方針</u></p> <p><u>同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。</u></p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>消防団は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。</u></p> <p>○ <u>市民及び事業所は、可能な限り、初期消火活動を実施する。</u></p> <p>○ <u>危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。</u></p> <p><u>3 留意事項</u></p> <p>■消防活動の留意事項</p> <p>○ 病院、<u>避難所</u>、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p><u>4 活動内容</u></p> <p>■消防団の活動内容</p> <p>避難誘導 ○ <u>避難勧告等</u>がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。</p> <p><u>5 市民、自主防災組織の活動</u></p> <p>（略）</p> <p><u>6 事業所の活動</u></p> <p>（略）</p> <p><u>7 消防広域応援要請</u></p> <p>（略）</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>7 消防用緊急通行車両の通行の確保 (略)</p> <p>第 8 節 医療救護活動 (略)</p> <p>なお、本市は地域災害医療センターである産業医科大学病院・福岡東医療センターが災害拠点病院となる。</p> <p>(略)</p> <p>第 5 医薬品、医療資機材の確保</p> <p>1 医薬品、医療資機材の確保 (略)</p> <p>また、市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、市が調達したもので対応する。</p> <p>■医薬品等の調達</p> <p>○ <u>なおも医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する。</u> <u>この場合、費用は市が実費弁償する。</u></p> <p>第 6 被災者の健康と衛生状態の管理</p> <p>宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、被災地の<u>指定避難所</u>、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 9 節 要配慮者対策 (略)</p> <p>第 3 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援</p> <p>健康福祉班は、避難所担当職員等を通じて、<u>指定避難所等</u>の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。</p> <p>なお、要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉</p>	<p>8 消防用緊急通行車両の通行の確保 (略)</p> <p>第 8 節 医療救護活動 (略)</p> <p>なお、本市においては宗像水光会総合病院が災害拠点病院となる。</p> <p>(略)</p> <p>第 5 医薬品、医療資機材の確保</p> <p>1 医薬品、医療資機材の確保 (略)</p> <p>また、市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、基本的には市が調達したもので対応するが、<u>医療救護チームが携行した医薬品を使用した場合、費用は市が実費弁償する。</u></p> <p>■医薬品等の調達 (削除)</p> <p>第 6 被災者の健康と衛生状態の管理</p> <p>宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、被災地の<u>避難所</u>、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 9 節 要配慮者対策 (略)</p> <p>第 3 <u>避難所</u>の要配慮者に対する応急支援</p> <p>健康福祉班は、避難所担当職員等を通じて、<u>避難所</u>の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。</p> <p>なお、要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>サービスの提供は、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災2～3日目からは、全ての<u>指定避難所等</u>を対象として要配慮者の把握調査を開始するよう努める。</p> <p>■<u>指定避難所等</u>の要配慮者への支援内容 （略）</p> <p>第5 要配慮者への各種支援 健康福祉班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や<u>指定避難所等</u>の要配慮者に対し、巡回ケアサービスや相談業務など次のような支援を行う。 （略）</p> <p>第9 帰宅困難者への支援対策 （略）</p> <p>2 帰宅困難者への支援 職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、<u>指定避難所等</u>において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。 （略）</p>	<p>サービスの提供は、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災2～3日目からは、全ての<u>避難所</u>を対象として要配慮者の把握調査を開始するよう努める。</p> <p>■<u>避難所</u>の要配慮者への支援内容 （略）</p> <p>第5 要配慮者への各種支援 健康福祉班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や<u>避難所等</u>の要配慮者に対し、巡回ケアサービスや相談業務など次のような支援を行う。 （略）</p> <p>第9 帰宅困難者への支援対策 （略）</p> <p>2 帰宅困難者への支援 職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、<u>避難所等</u>において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。 （略）</p>
<p>第10節 交通・輸送対策 （略）</p> <p>第3 車両等、燃料の確保、配車 1 車両、燃料の確保 (1) 車両、燃料の調達 総務対策班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。 （略）</p>	<p>第10節 交通・輸送対策 （略）</p> <p>第3 車両等、燃料の確保、配車 1 車両、燃料の確保 (1) 車両、燃料の調達 総務対策班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。<u>また、災害時における燃料の供給に関する協定に基づき、災害応急対策車両を指定する。市内石油販売業者に災害応急対策車両確認標章を提示し、燃料の優先供給を要請する。</u> <u>災害応急対策車両</u> ○ 市有車両、廃棄物収集運搬車両、し尿収集運搬車両、災害時指定する車両 （略）</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>第 5 緊急輸送</p> <p><u>市民対策班は、指定避難所等</u>を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、必要に応じて、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。</p> <p>多数の<u>指定避難所等</u>へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第 6 物資集配拠点の設置</p> <p><u>市民対策班は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。</u></p> <p>■物資集配拠点施設</p> <p>○ <u>宗像ユリックス</u></p> <p>第 7 放置車両等の対策</p> <p>道路管理者は、災害時における放置車両等の取り扱いについて、次の措置を講じる。</p> <p>（略）</p>	<p>第 5 緊急輸送</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係は、避難所</u>を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、必要に応じて、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。</p> <p>多数の<u>避難所</u>へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第 6 物資集配拠点の設置</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて第 2 章予防 第 3 節応急活動体制の整備 第 6 輸送体制の整備 4 物資集配拠点の整備 のとおり、物資集配拠点を開設する。</u></p> <p>第 7 放置車両等の対策</p> <p>道路管理者は、災害時における放置車両等の取り扱いについて、<u>災害対策基本法に基づき、</u>次の措置を講じる。</p> <p>（略）</p>
<p>第 1 1 節 生活救援活動</p> <p>第 1 飲料水の確保、供給</p> <p>（略）</p> <p>2 給水活動の準備</p> <p>■応急給水の目標水量</p> <p>21 日 100 ㍓/人・日 おおむね 100m 以内 上記+洗濯水+<u>指定避難所</u>での入浴</p> <p>3 給水活動</p> <p>宗像地区事務組合は、原則として<u>指定避難所等</u>に給水所を設置し、被災者への給水を行う。なお、給水所は必要に応じて、病院や社会福祉施設等の施設にも設置する。</p> <p>（略）</p> <p>市のみでは飲料水の確保、給水等が困難なときは、<u>隣接市町及び県</u>に応援を要請する。</p>	<p>第 1 1 節 生活救援活動</p> <p>第 1 飲料水の確保、供給</p> <p>（略）</p> <p>2 給水活動の準備</p> <p>■応急給水の目標水量</p> <p>21 日 100 ㍓/人・日 おおむね 100m 以内 上記+洗濯水+<u>避難所</u>での入浴</p> <p>3 給水活動</p> <p>宗像地区事務組合は、原則として<u>避難所</u>に給水所を設置し、被災者への給水を行う。なお、給水所は必要に応じて、病院や社会福祉施設等の施設にも設置する。</p> <p>（略）</p> <p>市のみでは飲料水の確保、給水等が困難なときは、<u>県、自衛隊、及び近隣市町</u>に応援</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>(2) 井戸の活用</p> <p>民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。</p> <p>なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、<u>事前に実施した調査結果により飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 食料の確保、供給</p> <p>1 食料供給の対象者等</p> <p>■供給対象者</p> <p>○ 避難指示（緊急）等に基づき、<u>指定避難所等</u>に収容された者</p> <p>■災害救助法による食料の給与</p> <p>給与の対象 ○ <u>指定避難所等</u>に収容された者</p> <p>2 需要の把握方法</p> <p>■把握方法</p> <p>○ <u>指定避難所等</u>の必要数は、統括部（地域安全課）が把握する。</p> <p>3 業者からの調達</p> <p><u>総務対策班</u>は、食料の需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、<u>近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 食料の輸送</p> <p><u>総務対策班</u>は、原則として調達業者に<u>指定避難所等</u>の指定地まで食料の輸送を依頼する。</p> <p>業者の輸送が困難なときは、<u>総務対策班が市有車両を利用し、又は輸送業者に要請して輸送する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>を要請する。</p> <p>(2) 井戸の活用</p> <p>民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。</p> <p>なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、<u>使用前に水質調査を実施し、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 食料の確保、供給</p> <p>1 食料供給の対象者等</p> <p>■供給対象者</p> <p>○ 避難指示（緊急）等に基づき、<u>避難所等</u>に収容された者</p> <p>■災害救助法による食料の給与</p> <p>給与の対象 ○ <u>避難所等</u>に収容された者</p> <p>2 需要の把握方法</p> <p>■把握方法</p> <p>○ <u>避難所等</u>の必要数は、統括部（地域安全課）が把握する。</p> <p>3 業者からの調達</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係</u>は、食料の需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、<u>協定締結先</u>から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。</p> <p>(略)</p> <p>5 食料の輸送</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係</u>は、原則として調達業者<u>又は輸送業者に避難所等</u>の指定地まで食料の輸送を依頼する。</p> <p>業者の輸送が困難なときは、<u>総務対策班が市有車両を利用し輸送する。</u></p> <p>(略)</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>6 食料の配分</p> <p>食料は、原則として<u>指定避難所等</u>で供給する。</p> <p><u>指定避難所等</u>への派遣職員は、<u>自主防災組織、ボランティア、避難者等</u>の協力を得て配布する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 炊き出しの実施、支援</p> <p>（略）</p> <p>2 炊き出しの方法</p> <p>■炊き出しの方法</p> <p>○ 炊き出し場所は、状況に応じて<u>指定避難所</u>となる施設の給食棟・家庭科室、調理室を使用する。</p> <p>第4 生活物資の確保、供給</p> <p>1 生活物資供給の対象者等</p> <p>■供給対象者</p> <p>○ 避難指示（緊急）等に基づき、<u>指定避難所等</u>に収容された者</p> <p>（略）</p> <p>2 需要の把握方法</p> <p>■把握方法</p> <p>○ 各<u>指定避難所等</u>での必要数は、統括部（地域安全課）が把握する。</p> <p>3 業者からの調達</p> <p><u>総務対策班</u>は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、<u>近隣業者等</u>から生活物資を調達する。</p> <p>4 生活物資の輸送</p> <p><u>総務対策班</u>は、原則として調達業者に指定避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。</p> <p>業者の輸送が困難なときは、<u>総務対策班</u>が市有車両を利用し、又は輸送業者に要請し</p>	<p>6 食料の配分</p> <p>食料は、原則として<u>避難所</u>で供給する。</p> <p><u>避難所担当職員</u>は、<u>避難者で組織した食料班等</u>の協力を得て配布する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 炊き出しの実施、支援</p> <p>（略）</p> <p>2 炊き出しの方法</p> <p>■炊き出しの方法</p> <p>○ 炊き出し場所は、状況に応じて<u>避難所</u>となる施設の給食棟・家庭科室、調理室を使用する。</p> <p>第4 生活物資の確保、供給</p> <p>1 生活物資供給の対象者等</p> <p>■供給対象者</p> <p>○ 避難指示（緊急）等に基づき、<u>避難所等</u>に収容された者</p> <p>（略）</p> <p>2 需要の把握方法</p> <p>■把握方法</p> <p>○ 各<u>避難所等</u>での必要数は、統括部（地域安全課）が把握する。</p> <p>3 業者からの調達</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係</u>は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、<u>協定締結先</u>から生活物資を調達する。</p> <p>4 生活物資の輸送</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係</u>は、原則として調達業者又は輸送業者に避難所等の指定地まで食料の輸送を依頼する。</p> <p>業者の輸送が困難なときは、<u>総務対策班</u>が市有車両を利用し輸送する。</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>て輸送する。</p> <p>（略）</p> <p>6 生活物資の分配</p> <p>生活物資は、原則として<u>指定避難所等</u>で供給する。</p> <p><u>指定避難所等への派遣職員は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。</u></p> <p>第5 物資の受け入れ、仕分け等</p> <p>1 物資の保管、仕分け、在庫管理</p> <p><u>市民対策班は、物資集配拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達又は救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。</u></p> <p>■物資集配拠点施設</p> <p>○ 宗像ユリックス</p> <p>（略）</p> <p>2 物資の配布方法</p> <p><u>物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。</u></p> <p><u>特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。</u></p>	<p>（略）</p> <p>6 生活物資の分配</p> <p>生活物資は、原則として<u>避難所</u>で供給する。</p> <p><u>避難所担当職員は、避難者で組織した食料班等の協力を得て配布する。</u></p> <p>第5 物資の受け入れ、仕分け等</p> <p>1 物資の保管、仕分け、在庫管理</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係は、物資集配拠点を設置したときは、第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第9食料、生活物資の供給体制の整備 5物資を避難所等への確に供給する仕組みの構築 のとおり、物資の荷捌き業務や、物資集配拠点から避難所への配送について、地域に詳しい宅配事業者へ委託して行う。</u></p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p>
<p>第12節 住宅対策</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設等</p> <p>1 需要の把握</p> <p>（略）</p> <p>また、被災者相談窓口又は<u>指定避難所</u>にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。</p> <p>（略）</p> <p>第3 被災住宅の応急修理</p> <p><u>建設班は、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第12節 住宅対策</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設等</p> <p>1 需要の把握</p> <p>（略）</p> <p>また、被災者相談窓口又は<u>避難所</u>にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。</p> <p>（略）</p> <p>第3 被災住宅の応急修理</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>2 応急修理の内容</p> <p>応急修理は、居室、炊事場、<u>便所</u>などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。</p> <p><u>修理を実施する住宅の選定は、県が市（建設班）の協力を得て行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>2 応急修理の内容</p> <p>応急修理は、居室、炊事場、<u>トイレ</u>などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p>
<p>第13節 防疫・清掃活動</p> <p>第1 被災地の防疫</p> <p>（略）</p> <p>2 防疫チームの編成</p> <p>■災害防疫業務</p> <p>○ <u>指定避難所</u>の衛生管理及び防疫指導</p> <p>（略）</p> <p>4 作業の実施</p> <p>災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。</p> <p>（略）</p> <p>6 指定避難所、仮設住宅等の保健衛生</p> <p><u>自主防災組織等による運営組織、ボランティア等</u>と協力して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、<u>指定避難所</u>、仮設住宅等において要配慮者に配慮し保健衛生活動を行う。</p> <p>(1) <u>指定避難所</u>の健康管理</p> <p>医師会、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、<u>指定避難所</u>の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・メンタルヘルスケア等の健康管理を行う。</p> <p>(2) 被災者に対する衛生指導</p> <p>被災者に対し、広報等を通じて<u>指定避難所</u>、仮設住宅等における台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。</p>	<p>第13節 防疫・清掃活動</p> <p>第1 被災地の防疫</p> <p>（略）</p> <p>2 防疫チームの編成</p> <p>■災害防疫業務</p> <p>○ <u>避難所</u>の衛生管理及び防疫指導</p> <p>（略）</p> <p>4 作業の実施</p> <p><u>防疫チームは</u>、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。</p> <p>（略）</p> <p>6 避難所、仮設住宅等の保健衛生</p> <p><u>防疫チームは</u>、<u>避難者で組織した環境衛生班・保健班等</u>と協力して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、<u>避難所</u>、仮設住宅等において要配慮者に配慮し保健衛生活動を行う。</p> <p>(1)<u>避難所</u>の健康管理</p> <p><u>防疫チームは</u>、<u>医師会、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等</u>と連携し、<u>避難所</u>の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・メンタルヘルスケア等の健康管理を行う。</p> <p>(2) 被災者に対する衛生指導</p> <p><u>防疫チームは</u>、被災者に対し、広報等を通じて<u>避難所</u>、仮設住宅等における台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>夏季等の食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や<u>指定避難所</u>、仮設住宅等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 3 し尿の処理</p> <p>■留意点</p> <p>○ 浸水地域等の悪条件の地域や<u>指定避難所</u>、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。</p> <p>○ 被害状況、<u>指定避難所</u>の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。</p> <p>第 4 生活ごみの処理</p> <p>■留意点</p> <p>○ <u>指定避難所</u>では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 8 動物の保護、収容</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 愛護動物への対応</p> <p>飼い主とともに避難した愛護動物の飼育については、県と協力して<u>指定避難所</u>における適正な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>夏季等の食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や<u>避難所</u>、仮設住宅等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 3 し尿の処理</p> <p>■留意点</p> <p>○ 浸水地域等の悪条件の地域や<u>避難所</u>、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。</p> <p>○ 被害状況、<u>避難所</u>の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。</p> <p>第 4 生活ごみの処理</p> <p>■留意点</p> <p>○ <u>避難所</u>では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 8 動物の保護、収容</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 愛護動物への対応</p> <p><u>市民対策班は</u>、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育については、県と協力して<u>避難所</u>における適正な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第 1 4 節 遺体の処理・埋葬</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 遺体の収容、安置</p>	<p>第 1 4 節 遺体の処理・埋葬</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 遺体の収容、安置</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>■遺体安置所の場所</p> <p>○ 適当な施設が確保できないときは、<u>指定避難所等</u>へ設置する。</p> <p>（略）</p>	<p>■遺体安置所の場所</p> <p>○ 適当な施設が確保できないときは、<u>市の所有する施設</u>へ設置する。</p> <p>（略）</p>
<p>第15節 文教対策</p> <p>（略）</p>	<p>第15節 文教対策</p> <p>（略）</p>
<p>第16節 公共施設等の応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 応急対策</p> <p>■応急対策</p> <p>○ 特設用公衆電話の設置（<u>指定避難所</u>への設置を含む）、携帯電話の貸し出し</p> <p>（略）</p>	<p>第16節 公共施設等の応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 応急対策</p> <p>■応急対策</p> <p>○ 特設用公衆電話の設置（<u>避難所</u>への設置を含む）、携帯電話の貸し出し</p> <p>（略）</p>
<p>第17節 災害警備</p> <p>第1 防犯活動への協力</p> <p>（略）</p> <p>2 防犯活動への協力要請等</p> <p>統括部（地域安全課）は、防犯協会に対し、<u>指定避難所</u>及び被災地における防犯活動への協力を要請する。</p> <p>（略）</p>	<p>第17節 災害警備</p> <p>第1 防犯活動への協力</p> <p>（略）</p> <p>2 防犯活動への協力要請等</p> <p>統括部（地域安全課）は、防犯協会に対し、<u>避難所</u>及び被災地における防犯活動への協力を要請する。</p> <p>（略）</p>
<p>第4章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 職員の動員配備</p> <p>1 配備の基準</p> <p>災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、<u>次の配備基準</u>による。</p>	<p>第4章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 職員の動員配備</p> <p>1 配備の基準</p> <p>災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、<u>災害対策本部行動マニュアル</u></p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>3 参集指示</p> <p>勤務時間内 ○ 庁内放送、<u>庁内メール</u>、電話など</p> <p>(略)</p> <p>4 動員指令</p> <p>各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。</p> <p>災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び<u>非常配備要員</u>を動員する（勤務時間内は、庁内放送も活用）。</p> <p>(略)</p> <p>5 参集場所</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する<u>指定避難所</u>に参集する。</p> <p><u>なお、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、事前指名された地区担当職員は、担当地区内の被害状況を把握し、地域防災拠点に参集し、報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒活動</p> <p>1 警戒活動</p> <p>災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、<u>防災担当職員（各班）</u>を配備する。</p> <p>■警戒活動の基準</p> <p>○ 台風の進路にあるが時間的余裕がある場合等で、<u>総務部長</u>が必要と認めるとき</p> <p>2 活動体制、活動内容</p>	<p><u>ル</u>の配備基準による。</p> <p>(略)</p> <p>3 参集指示</p> <p>勤務時間内 ○ <u>市緊急情報伝達システム</u>、庁内放送、電話など</p> <p>(略)</p> <p>4 動員指令</p> <p>各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。</p> <p>災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び<u>配備要員</u>を動員する（勤務時間内は、庁内放送も活用）。</p> <p>(略)</p> <p>5 参集場所</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する<u>避難所</u>に参集する。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒活動</p> <p>1 警戒活動</p> <p>災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、<u>警戒配備要員</u>を配備する。</p> <p>■警戒活動の基準</p> <p>○ 台風の進路にあるが時間的余裕がある場合等で、<u>危機管理交通担当部長</u>が必要と認めるとき</p> <p>2 活動体制、活動内容</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>風水害等警戒体制として、<u>防災担当職員（各班）</u>は、次の警戒活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 3 災害対策本部の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、<u>配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>■災害対策本部の設置基準</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>○ その他、<u>本部長（市長）</u>が必要と認めたとき</p> <p>■災害対策本部の設置場所</p> <p>○ 災害対策本部は、本庁舎 3 階第 2 委員会室に設置する。</p> <p>○ 市民からの電話対応は地域安全課執務室において総務対策班が行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等</p> <p><u>市（統括部）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、各コミュニティ運営協議会や職員及び下記の防災関係機関に通知する。</u></p> <p><u>通知方法は、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、B i z F A X（旧 i F A X）など）、防災行政無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム等を活用する。</u></p> <p><u>関係機関には、福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム、電話、ファクシミリにより通知するとともに、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。</u></p> <p>第 4 災害対策本部の運営</p> <p>1 設置、指揮の権限</p> <p>災害対策本部の設置及び指揮は、<u>市長</u>が行う。</p>	<p>風水害等警戒体制として、<u>警戒配備要員</u>は、次の警戒活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 3 災害対策本部の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策基本法第 23 条の 2 規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、<u>配備基準に応じて配備要員を招集する。</u></p> <p><u>また、関係機関には、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。</u></p> <p>■災害対策本部の設置基準</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>○ その他、<u>市長</u>が必要と認めたとき</p> <p>■災害対策本部の設置場所</p> <p>○ 災害対策本部は、本庁舎 3 階第 2 委員会室に設置する。</p> <p>○ 市民からの電話対応は地域安全課執務室<u>又は 304 会議室</u>において総務対策班が行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等</p> <p><u>統括部（地域安全課）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、関係機関、各コミュニティ運営協議会や職員に通知する。</u></p> <p>第 4 災害対策本部の運営</p> <p>1 設置、指揮の権限</p> <p>災害対策本部の設置及び指揮は、<u>本部長（市長）</u>が行う。</p>

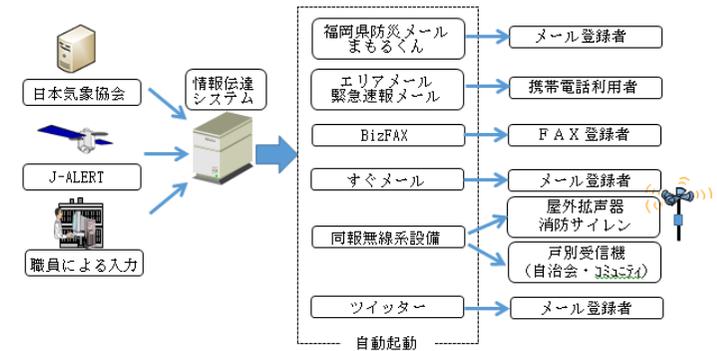
宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																																										
<p>市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、<u>市長</u>に代わり意思決定をすみやかに行う。</p> <p>この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに<u>市長</u>にこれを報告し、その承認を得る。</p> <p>2 災害対策本部の組織等</p> <p>■組織、役割</p> <p>本部長 市長 ○ 災害対策本部の事務を<u>総理</u>し、所属の職員を指揮監督する。 (略)</p> <p>3 本部会議</p> <p>■本部会議の概要</p> <p>事務局 ○ <u>地域安全課</u> (略)</p> <p>5 分掌事務</p> <p>■宗像市防災拠点機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対策項目</th> <th style="width: 35%;">防災拠点機能</th> <th style="width: 50%;">施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援要請</td> <td><u>ボランティアセンター</u></td> <td>メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療救護</td> <td>医療救護所</td> <td><u>指定避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td><u>産業医科大学病院 福岡東医療センター</u></td> </tr> <tr> <td>交通輸送対策</td> <td>物資集配拠点</td> <td><u>宗像ユリックス</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活救援</td> <td>給水拠点</td> <td><u>指定避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>炊き出し場所</td> <td><u>指定避難所等、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u></td> </tr> <tr> <td>被災者相談窓口</td> <td><u>市庁舎、指定避難所</u></td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	防災拠点機能	施設名等	応援要請	<u>ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会	医療救護	医療救護所	<u>指定避難所等</u>	地域災害拠点病院	<u>産業医科大学病院 福岡東医療センター</u>	交通輸送対策	物資集配拠点	<u>宗像ユリックス</u>	生活救援	給水拠点	<u>指定避難所等</u>	炊き出し場所	<u>指定避難所等、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>	被災者相談窓口	<u>市庁舎、指定避難所</u>	<p>市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、<u>本部長（市長）</u>に代わり意思決定をすみやかに行う。</p> <p>この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに<u>本部長（市長）</u>にこれを報告し、その承認を得る。</p> <p>2 災害対策本部の組織等</p> <p>■組織、役割</p> <p>本部長 市長 ○ 災害対策本部の事務を<u>総括</u>し、所属の職員を指揮監督する。 (略)</p> <p>3 本部会議</p> <p>■本部会議の概要</p> <p>事務局 ○ <u>統括部</u> (略)</p> <p>5 分掌事務</p> <p>■宗像市防災拠点機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対策項目</th> <th style="width: 35%;">防災拠点機能</th> <th style="width: 50%;">施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援要請</td> <td><u>災害ボランティアセンター</u></td> <td>メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療救護</td> <td>医療救護所</td> <td><u>避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td><u>宗像水光会総合病院</u></td> </tr> <tr> <td>交通輸送対策</td> <td>物資集配拠点</td> <td><u>宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活救援</td> <td>給水拠点</td> <td><u>避難所等</u></td> </tr> <tr> <td>炊き出し場所</td> <td><u>避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u></td> </tr> <tr> <td>被災者相談窓口</td> <td><u>市庁舎、避難所</u></td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	防災拠点機能	施設名等	応援要請	<u>災害ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会	医療救護	医療救護所	<u>避難所等</u>	地域災害拠点病院	<u>宗像水光会総合病院</u>	交通輸送対策	物資集配拠点	<u>宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた</u>	生活救援	給水拠点	<u>避難所等</u>	炊き出し場所	<u>避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>	被災者相談窓口	<u>市庁舎、避難所</u>
対策項目	防災拠点機能	施設名等																																									
応援要請	<u>ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会																																									
医療救護	医療救護所	<u>指定避難所等</u>																																									
	地域災害拠点病院	<u>産業医科大学病院 福岡東医療センター</u>																																									
交通輸送対策	物資集配拠点	<u>宗像ユリックス</u>																																									
生活救援	給水拠点	<u>指定避難所等</u>																																									
	炊き出し場所	<u>指定避難所等、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>																																									
	被災者相談窓口	<u>市庁舎、指定避難所</u>																																									
対策項目	防災拠点機能	施設名等																																									
応援要請	<u>災害ボランティアセンター</u>	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会																																									
医療救護	医療救護所	<u>避難所等</u>																																									
	地域災害拠点病院	<u>宗像水光会総合病院</u>																																									
交通輸送対策	物資集配拠点	<u>宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた</u>																																									
生活救援	給水拠点	<u>避難所等</u>																																									
	炊き出し場所	<u>避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等</u>																																									
	被災者相談窓口	<u>市庁舎、避難所</u>																																									

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>第 2 節 情報の収集伝達、災害警戒</p> <p>第 1 地震情報の収集伝達</p> <p>1 地震関連情報の発表</p> <p>(1) <u>緊急地震速報</u></p> <p><u>気象庁は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、緊急地震速報（警報）を発表する。</u></p> <p><u>また、日本放送協会（NHK）は、気象庁の発表について、テレビやラジオを通じて市民に提供する。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用</p> <p>■福岡県震度情報ネットワークシステム</p> <p>○ 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。</p> <p>※宗像市内は、市役所本庁舎、<u>宗像地区消防本部神湊出張所</u>、大島行政センターに計測震度計を設置している。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第 2 節 情報の収集伝達、災害警戒</p> <p>第 1 地震情報の収集伝達</p> <p>1 地震関連情報の発表</p> <p>(1) <u>緊急地震速報（警報）</u></p> <p><u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の発表条件・内容については以下のとおりである。</u></p> <p>① <u>緊急地震速報（警報）を発表する条件</u></p> <p><u>地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合</u></p> <p>② <u>緊急地震速報（警報）の内容</u></p> <p><u>・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名</u></p> <p><u>・強い揺れ（震度 5 弱以上）が予想される地域及び震度 4 が予想される地域名（全国を約 200 地域に分割）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用</p> <p>■福岡県震度情報ネットワークシステム</p> <p>○ 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。</p> <p>※宗像市内は、市役所本庁舎、<u>福津消防署津屋崎・玄海出張所</u>、大島行政センターに計測震度計を設置している。</p> <p>4 <u>情報の収集</u></p> <p><u>統括部（地域安全課）は、次の入手先から気象情報等の収集を行う。</u></p> <p>■<u>情報の入手先</u></p> <p>○福岡県防災ホームページ http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/index.php</p> <p>○福岡県河川防災情報（雨量・河川水位） http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/</p> <p>○福岡県土砂災害危険度情報 http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/</p> <p>○気象庁（気象情報） http://www.jma.go.jp/jma/index.html</p> <p>○福岡管区気象台 http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>4 住民への周知</p> <p>市は、関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。</p> <p>大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。</p> <p>この場合、要配慮者、特に避難行動要支援者が災害対策基本法第 60 第 1 項の規定による避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。</p> <p>これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。</p> <p>(1) 直接的な方法</p> <p>ア. 緊急情報伝達システムの利用</p> <p>イ. 広報車、消防団車両の利用</p> <p>ウ. 水防計画等による警鐘の利用</p> <p>(2) 間接的な方法</p> <p>ア. 自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知</p> <p>イ. 他機関を通じての通知</p> <p>5 異常現象発見時における措置（災害対策基本法第 54 条）</p> <p>（略）</p> <p>(3) 市長の通報</p> <p>通報を受けた市長は、福岡管区気象台、<u>県総務部防災危機管理局</u>に通報する。</p> <p>（略）</p> <p>第 5 被害調査</p> <p>関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治会、隣組等の協力を得て、担当地</p>	<p>○国土交通省川の防災情報 http://www.river.go.jp/</p> <p>○九州電力（停電情報） http://www.kyuden.co.jp/info_teiden/fukuoka.html</p> <p>5 住民への周知</p> <p>総務対策班は避難勧告等や気象情報等について、次のとおり住民への伝達周知を行う。</p> <p>■自動起動による情報伝達手段</p>  <p>■その他の情報伝達手段</p> <p>○ 市ホームページ</p> <p>○ 市防災ホームページ</p> <p>○ Facebook</p> <p>○ 広報車、消防団車両</p> <p>○ 自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知</p> <p>○ 他機関を通じての通知</p> <p>6 異常現象発見時における措置（災害対策基本法第 54 条）</p> <p>（略）</p> <p>(3) 市長の通報</p> <p>通報を受けた市長は、福岡管区気象台、<u>県防災危機管理局</u>に通報する。</p> <p>（略）</p> <p>第 5 被害調査</p> <p>関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、<u>コミュニティ運営協議会</u>、自治会、隣組等の協力を得て、担当地区別に被害調査を行い、総務対策班に報告する。</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																		
<p>区別に被害調査を行い、総務対策班に報告する。</p> <p>各班は、<u>被害調査員の地区別調査報告をふまえ</u>、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務対策班に報告する。</p> <p>（略）</p> <p><u>なお、必要に応じて、県、九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社と連携し、災害関係情報収集用カメラや交通監視用テレビ等の活用も行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>各班は、<u>地区別調査報告をふまえ</u>、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務対策班に報告する。</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p>																		
<p>第3節 災害広報</p> <p>第1 災害広報</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の情報を被災者等へ伝達できるよう、市緊急情報伝達システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。</p> <p>■広報の時期、手段、内容</p> <table border="1" data-bbox="161 817 994 1436"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等) 市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール その他</td> <td>○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 指定避難所等の開設状況</td> </tr> <tr> <td>応急対策活動時</td> <td>市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等) 市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ・看板 ホームページ JCOM九州（ケーブルテレビ） テレビ・ラジオ等 県防災メール その他</td> <td>○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	手 段	内 容	災害発生直後	市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等) 市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール その他	○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 指定避難所等の開設状況	応急対策活動時	市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等) 市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ・看板 ホームページ JCOM九州（ケーブルテレビ） テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項	<p>第3節 災害広報</p> <p>第1 災害広報</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>避難勧告等</u>の情報を被災者等へ伝達できるよう、市緊急情報伝達システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。</p> <p>■広報の時期、手段、内容</p> <table border="1" data-bbox="1205 817 2060 1436"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>第4章第2節第1地震情報の収集伝達5住民への周知のとおり 現場での広報 テレビ・ラジオ等</td> <td>○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 地震情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所等の開設状況</td> </tr> <tr> <td>応急対策活動時</td> <td>上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等</td> <td>○ 被害の状況、余震等の情報 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	手 段	内 容	災害発生直後	第4章第2節第1地震情報の収集伝達5住民への周知のとおり 現場での広報 テレビ・ラジオ等	○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 地震情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所等の開設状況	応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等	○ 被害の状況、余震等の情報 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項
時 期	手 段	内 容																	
災害発生直後	市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等) 市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール その他	○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 指定避難所等の開設状況																	
応急対策活動時	市緊急情報伝達システム (エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等) 市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ・看板 ホームページ JCOM九州（ケーブルテレビ） テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項																	
時 期	手 段	内 容																	
災害発生直後	第4章第2節第1地震情報の収集伝達5住民への周知のとおり 現場での広報 テレビ・ラジオ等	○ 避難勧告、避難指示（緊急） ○ 地震情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所等の開設状況																	
応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等	○ 被害の状況、余震等の情報 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項																	

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																
<p>第2 報道機関への協力要請及び報道対応</p> <p>1 放送要請 （略） （新設）</p> <p>2 情報提供 （略）</p> <p>■記者発表の方法</p> <p>発表者 本部長、副本部長又は秘書政策課長</p> <p>なお、総務対策班は、報道機関に対して、<u>指定避難所等</u>においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。</p>	<p>第2 報道機関への協力要請及び報道対応</p> <p>1 放送要請 （略）</p> <p>■市から九州朝日放送株式会社への要請</p> <p>市は、九州朝日放送株式会社に対し、<u>防災パートナーシップに関する協定に基づき、災害及び防災に関する情報の放送を要請する。</u></p> <p>2 情報提供 （略）</p> <p>■記者発表の方法</p> <p>発表者 本部長、副本部長又は総務対策班班長</p> <p>なお、総務対策班は、報道機関に対して、<u>避難所等</u>においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。</p>																
<p>第6節 避難対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u></td> </tr> <tr> <td>第2 警戒区域の設定</td> </tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>第4 広域的避難者の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>第5 <u>指定避難所等</u>の開設</td> </tr> <tr> <td>第6 <u>指定避難所等</u>の運営</td> </tr> <tr> <td>第7 旅行者、滞在者の安全確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の<u>生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</u></p>	項 目	第1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>	第2 警戒区域の設定	第3 避難誘導	第4 広域的避難者の受け入れ	第5 <u>指定避難所等</u> の開設	第6 <u>指定避難所等</u> の運営	第7 旅行者、滞在者の安全確保	<p>第6節 避難対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>避難勧告等</u></td> </tr> <tr> <td>第2 警戒区域の設定</td> </tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>第4 広域的避難者の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>第5 <u>避難所</u>の開設</td> </tr> <tr> <td>第6 <u>避難所</u>の運営</td> </tr> <tr> <td>第7 旅行者、滞在者の安全確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の<u>生命・身体の保護を目的として、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すため、避難勧告等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</u></p>	項 目	第1 <u>避難勧告等</u>	第2 警戒区域の設定	第3 避難誘導	第4 広域的避難者の受け入れ	第5 <u>避難所</u> の開設	第6 <u>避難所</u> の運営	第7 旅行者、滞在者の安全確保
項 目																	
第1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>																	
第2 警戒区域の設定																	
第3 避難誘導																	
第4 広域的避難者の受け入れ																	
第5 <u>指定避難所等</u> の開設																	
第6 <u>指定避難所等</u> の運営																	
第7 旅行者、滞在者の安全確保																	
項 目																	
第1 <u>避難勧告等</u>																	
第2 警戒区域の設定																	
第3 避難誘導																	
第4 広域的避難者の受け入れ																	
第5 <u>避難所</u> の開設																	
第6 <u>避難所</u> の運営																	
第7 旅行者、滞在者の安全確保																	

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）								
<p>第 1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始の情報提供</u></p> <p><u>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を提供する。</u></p> <p>2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）の発令権者</u></p> <p>市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「<u>避難勧告</u>」を<u>行い</u>、事態が切迫し、急を要するときは「<u>避難指示（緊急）</u>」を<u>行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、<u>避難の勧告・指示（緊急）</u>に関する事務を行う。</p> <p><u>なお、避難勧告、避難指示（緊急）等は、夜間や早朝であっても躊躇なく発令するものとし、市民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。</u></p> <p>■<u>避難の勧告・指示の発令権者及びその内容</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の区分</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%; text-align: center;">市民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難準備・高齢者等 避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始）</u> ○ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u> </td> </tr> </tbody> </table>		市民等に求める行動	避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始）</u> ○ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u> 	<p>第 1 <u>避難勧告等</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>1 <u>避難勧告等の発令権者</u></p> <p>市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「<u>避難勧告</u>」を<u>発令し</u>、事態が切迫し、急を要するときは「<u>避難指示（緊急）</u>」を<u>発令する</u>。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、<u>避難勧告等</u>に関する事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>■<u>避難勧告等の発令権者及びその内容</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 <u>避難勧告等の区分</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%; text-align: center;">市民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（削除）</td> </tr> </tbody> </table>		市民等に求める行動		（削除）
	市民等に求める行動								
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始）</u> ○ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u> 								
	市民等に求める行動								
	（削除）								

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前		修正後（案）	
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
<p>※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された指定緊急避難場所、一時避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>3 避難勧告、避難指示（緊急）等の基準</p> <p>市長が行う避難のための立ち退きの勧告・指示（緊急）、安全確保措置の指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合を基準として実施する。</p> <p>また、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。なお、発令基準等の詳細は、別に定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」による。</p> <p>（略）</p> <p>■避難勧告、避難指示（緊急）等をする場合のめやす</p> <p>（略）</p> <p>4 避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達</p>		<p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>3 避難勧告等の基準</p> <p>市長が行う避難勧告等の発令基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づく。</p> <p>また、避難勧告等の発令について、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該事項について、助言を求めることができる。</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p> <p>4 避難勧告等の伝達</p>	

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を、市緊急情報伝達システム、<u>地域防災無線</u>、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>■<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の方法及び伝達事項</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p>伝達事項 ○ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>、安全確保措置の指示の理由</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 県・関係機関への報告、要請</p> <p><u>市長（統括部）</u>は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。</p> <p>■連絡先</p> <p>指定避難所等の開設要請</p> <p>6 解除とその伝達、報告</p> <p><u>市長（統括部）</u>は、関係各班と連携し、災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を解除し、<u>指定避難所</u>等に避難している対象者に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p><u>市長</u>は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。</p> <p>また、<u>本部長</u>からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自</p>	<p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに<u>避難勧告</u>等を、市緊急情報伝達システム、<u>防災行政無線</u>、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>■<u>避難勧告</u>等の方法及び伝達事項</p> <p>担当・方法 <u>放送事業者</u> <u>テレビ、ラジオ</u>等</p> <p>伝達事項 ○ <u>避難勧告</u>等、安全確保措置の指示の理由</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>5 県・関係機関への報告、要請</p> <p><u>市長（本部長）</u>が<u>避難勧告</u>等が発令した場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。</p> <p>■連絡先</p> <p><u>避難所</u>の開設要請</p> <p>6 解除とその伝達、報告</p> <p><u>市長（本部長）</u>は、<u>統括部</u>及び関係各班と連携し、災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難勧告</u>等を解除し、<u>避難所</u>等に避難している対象者に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p><u>本部長（市長）</u>は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。</p> <p>また、<u>本部長（市長）</u>からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜ</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>衛官が<u>本部長</u>の職権を行った場合、その旨を<u>本部長</u>に通知する。</p> <p>（略）</p> <p>4 解除とその伝達</p> <p>（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を<u>指定避難所等</u>に避難している対象区域の避難者等に伝達する。</p> <p>第3 避難誘導</p> <p>1 危険地域からの避難誘導</p> <p>避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの<u>指定避難所等</u>まで行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 避難の誘導方法</p> <p>被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた<u>指定避難所等</u>が使用できない場合や、<u>指定避難所等</u>に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>（略）</p> <p>第5 <u>指定避難所等</u>の開設</p> <p>2 自主避難への対応</p> <p>（移動）</p> <p>1 <u>指定避難所等</u>の開設</p> <p>開設する<u>指定避難所等</u>は、原則的に本部長（市長）が選定する。</p> <p><u>指定避難所等</u>の開設は、避難所担当職員が施設管理者等の協力を得て実施する。</p> <p><u>緊急に指定避難所等を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。</u></p> <p>なお、大規模災害等により<u>指定避難所等</u>が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て臨時避難所として開設を行うとともに、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、</p>	<p>られた自衛官が<u>本部長（市長）</u>の職権を行った場合、その旨を<u>本部長（市長）</u>に通知する。</p> <p>（略）</p> <p>4 解除とその伝達</p> <p>（略）</p> <p>統括部（地域安全課）は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を<u>避難所等</u>に避難している対象区域の避難者等に伝達する。</p> <p>第3 避難誘導</p> <p>1 危険地域からの避難誘導</p> <p>避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの<u>避難所等</u>まで行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 避難の誘導方法</p> <p>被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた<u>避難所</u>が使用できない場合や、<u>避難所</u>に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>（略）</p> <p>第5 <u>避難所</u>の開設</p> <p>1 自主避難への対応</p> <p>（略）</p> <p>2 <u>避難所</u>の開設</p> <p>開設する<u>避難所</u>は、原則的に本部長（市長）が選定する。</p> <p><u>避難所の開設は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所担当職員が施設管理者等の協力を得て実施する。</u></p> <p><u>緊急に避難所を開設する必要があるときで、施設管理者、施設の職員が勤務している場合は、避難所担当職員の到着を待たずに避難所を開設する。</u></p> <p>なお、大規模災害等により<u>避難所</u>が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>※災害救助法による<u>指定避難所等</u>の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。</p> <p>3 避難者の受け入れ</p> <p><u>指定避難所等の開設時に、すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。</u></p> <p><u>その後、要配慮者とその他避難者のスペースを確保、決定し、それぞれ受け入れる。</u></p> <p>4 避難所内事務室の開設</p> <p><u>指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。</u></p> <p><u>なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。</u></p> <p>5 指定避難所開設の報告</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>■<u>指定避難所開設の報告事項</u></p> <p>○ <u>避難所開設の日時及び場所</u></p> <p>○ <u>箇所数及び収容人数</u></p> <p>○ <u>開設予定期間</u></p>	<p>の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、<u>管理者の同意を得て臨時避難所として開設を行うとともに、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>※災害救助法による<u>避難所</u>の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。</p> <p>(1) 避難所となる施設の建物・土地や設備の安全確認</p> <p><u>市が指定する避難所を開設する避難所担当職員は、建物の安全確認を行う。建物の安全確認が済むまでは危険なため、避難者に中に入ることはできないことを伝える。</u></p> <p>(2) 施設内の利用できる場所の確認</p> <p><u>利用できる場所の確認、立ち入りを禁止する場所の指定、利用できる設備や資機材の確認等、施設管理者と打ち合わせる。</u></p> <p>(3) 避難所のレイアウトの決定</p> <p><u>第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第3避難体制の整備 5避難所運営体制の整備 (3)避難所のレイアウトづくり に記載のポイントを踏まえ、レイアウトを決定する。</u></p> <p>(4) トイレの確保・管理</p> <p><u>まずは、既設トイレ設備の確認を行う。既設トイレが使用できない場合は、備蓄している災害用トイレを使用する。</u></p> <p><u>市民対策班は、トイレが不足していないかを確認し、必要数を確保する。男性、女性を区別し、特に女性用トイレは多く設置する。</u></p> <p>3 避難所開設の報告</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>■<u>避難所開設の報告事項</u></p> <p>○ <u>避難勧告等種別</u></p> <p>○ <u>対象地区名〔避難先名〕</u></p> <p>○ <u>発令理由・発令日時</u></p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>○ 避難対象地区名（災害危険箇所名等） （略）</p> <p>6 指定避難所等の孤立防止等</p> <p><u>指定避難所等</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での<u>指定避難所等</u>の設置・維持についての適否を検討する。</p> <p>この場合、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開設した<u>指定避難所等</u>の付近住民に対するすみやかな周知徹底 ○ 警察等との連携 ○ 避難所責任者の専任とその権限の明確化 ○ 避難者名簿の作成（なお、<u>指定避難所</u>で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する） ○ 要配慮者に対する配慮 <p>7 指定避難所等の統合・廃止</p> <p>災害の復旧状況や避難者数等により、<u>指定避難所等</u>の統合及び廃止を行う。</p> <p>第6 <u>指定避難所</u>の運営</p> <p>1 <u>運営担当</u></p> <p><u>指定避難所の運営は、災害初期では避難所担当職員及び市民対策班が担当する。</u> <u>ただし、避難所生活が長期化するときは、指定避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。</u></p> <p><u>なお、避難者による自主的な生活ルールが、女性、子ども、高齢者、障がい者等の多様な意見をふまえたものとなるよう努めるとともに、特に、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。</u></p> <p>■<u>運営事項</u></p>	<p>○ 避難勧告等対象数（世帯数・人数）</p> <p>○ <u>実避難数</u>（世帯数・人数）</p> <p>○ <u>避難所開設数</u> （略）</p> <p>4 <u>避難所</u>の孤立防止等</p> <p><u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での<u>避難所</u>の設置・維持についての適否を検討する。</p> <p>この場合、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開設した<u>避難所</u>の付近住民に対するすみやかな周知徹底 ○ 警察等との連携 ○ 避難所責任者の専任とその権限の明確化 ○ 避難者名簿の作成（なお、<u>避難所</u>で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する） ○ 要配慮者に対する配慮 <p>5 <u>避難所</u>の統合・廃止</p> <p>災害の復旧状況や避難者数等により、<u>避難所</u>の統合及び廃止を行う。</p> <p>第6 <u>避難所</u>の運営</p> <p><u>避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、地域住民（避難者）が主体となり、避難所担当職員と協力して行う。</u></p> <p>1 <u>避難者の受付</u></p> <p><u>避難所担当職員は、受付を設置し、避難者に世帯ごとに避難者カードを記載してもらい、避難者名簿を作成する。安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報（住所、氏名等）は原則公開とするよう被災者に協力を求める。</u></p> <p><u>ただし、DVや虐待等の被害により、居住地を秘匿している場合もあることから、協力を求める際には、避難者の意向を尊重する。</u></p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>○ 避難者名簿等の作成</p> <p>○ 居住区域の割り振りと班長の選出</p> <p>○ 食料、生活必需品の請求、受取、配給</p> <p>○ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）</p> <p>○ 運営記録の作成</p> <p>○ 生活ルールの作成</p> <p>2 避難者カード・名簿の作成</p> <p style="padding-left: 20px;">避難所担当職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。</p> <p>避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを市民対策班に送付する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報及び民生委員児童委員、介護保険事業者や障がい福祉事業者が把握している要配慮者の居場所や安否情報を把握し、県等への報告を行う。</p> <p>3 居住区域の割り振りと班長の選出</p> <p style="padding-left: 20px;">避難所担当職員は、自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。</p> <p>■協力要請事項</p> <p>○ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知</p> <p>○ 物資の配布活動等の補助</p> <p>○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ</p> <p>○ 防疫活動等への協力</p> <p>○ 施設の保全管理</p>	<p>高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人（要配慮者）の状況を確認する。</p> <p>運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。</p> <p>2 避難所利用者の組分け</p> <p style="padding-left: 20px;">避難所の居住スペースの単位で「組」を作る。自治会単位などをもとに編成。自治会役員などの協力を得て組分けをする。避難所周辺で車中泊・テント生活者や在宅など避難所以外の場所に滞在する人も組を編成する。</p> <p>3 避難所運営委員会の設置</p> <p>(1) 組長の選出</p> <p style="padding-left: 20px;">各組ごとにとりまとめを行う代表者（組長）を選出してもらう。</p> <p><代表者（組長）の選出></p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>なお、交代の際は、的確に引き継ぎを行う。</p> <p><代表者（組長）の役割></p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>組内の意見を取りまとめ運営委員会に報告する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>運営委員会や各運営班での決定事項は、組内全員に伝達する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>運営委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、組ごとに当番制で行う。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>組内に要配慮者（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>掃除など環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。</p> <p>(2) 避難所運営委員会の構成員の選出</p> <p style="padding-left: 20px;">避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・民生委員など地域の役員や自主防災組織、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人など、災</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
-----	--------

	<p>害時に配慮が必要な人やその家族からも選出)、市担当者、施設管理者が集まり、避難所運営委員会規約（案）を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。</p> <p style="text-align: center;">＜避難所運営委員会の構成員選出の際の留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営には女性の視点も取り入れて運営していく必要があることから、構成員には女性を加える。少なくとも 3 割以上は女性が参画することを目標にする。 ・避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する。 <p>ただし、車中泊・テント生活をする人々の組でつくる組長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる組の組長は、必ず 1 名ずつ出席できるよう努める。</p> <p>(3) 会長、副会長の選出</p> <p>避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出する。</p> <p>(4) 運営規約、避難所のルール作成、掲示</p> <p>避難所運営マニュアルを参考に、避難所運営に必要な事項を検討し、運営規約、避難所のルールを作成する。</p> <p>(5) 運営班の設置</p> <p>避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班を設置し運営する。</p> <p>■各運営班の役割（例）*各班は、班長、副班長、班員等で構成。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">班名（例）</th> <th style="text-align: center;">役割（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理 </td> </tr> </tbody> </table>	班名（例）	役割（例）	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応 	管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理
班名（例）	役割（例）								
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡 								
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応 								
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理 								

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																						
<p>4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分 避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。 物資等を受け取ったときは、<u>各居住区の班長等</u>と協力し、避難者に配分する。 なお、<u>指定避難所</u>は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、<u>指定避難所</u>の避難者に理解を求めよう努める。</p> <p>5 運営記録の作成、報告</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・施設、設備の点検、故障対応</td> </tr> <tr> <td>相談班</td> <td>・避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応</td> </tr> <tr> <td>食料班</td> <td>・食料、水等の確認・食物アレルギー対応 ・食料の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>・備蓄品の確認・物資ニーズの把握 ・物資の調達・受入・管理、配給</td> </tr> <tr> <td>環境衛生班</td> <td>・生活衛生環境の管理、避難所内の清掃・避難所の巡回 ・衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)・感染症予防</td> </tr> <tr> <td>保健班</td> <td>・被災者の健康状態の確認</td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援班</td> <td>・要配慮者の支援 高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策</td> </tr> <tr> <td>避難所外 避難者対策班</td> <td>・避難所外の避難者の支援 避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理</td> </tr> <tr> <td>巡回警備班</td> <td>・避難所の防火、防犯対策</td> </tr> <tr> <td>避難者交流班</td> <td>・避難者の生きがいをづくりのための交流の場の提供</td> </tr> <tr> <td>ボランティア班</td> <td>・ボランティアの受入、調整、管理</td> </tr> </table>		・施設、設備の点検、故障対応	相談班	・避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応	食料班	・食料、水等の確認・食物アレルギー対応 ・食料の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応	物資班	・備蓄品の確認・物資ニーズの把握 ・物資の調達・受入・管理、配給	環境衛生班	・生活衛生環境の管理、避難所内の清掃・避難所の巡回 ・衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)・感染症予防	保健班	・被災者の健康状態の確認	要配慮者支援班	・要配慮者の支援 高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策	避難所外 避難者対策班	・避難所外の避難者の支援 避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理	巡回警備班	・避難所の防火、防犯対策	避難者交流班	・避難者の生きがいをづくりのための交流の場の提供	ボランティア班	・ボランティアの受入、調整、管理
		・施設、設備の点検、故障対応																					
	相談班	・避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応																					
	食料班	・食料、水等の確認・食物アレルギー対応 ・食料の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応																					
	物資班	・備蓄品の確認・物資ニーズの把握 ・物資の調達・受入・管理、配給																					
	環境衛生班	・生活衛生環境の管理、避難所内の清掃・避難所の巡回 ・衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)・感染症予防																					
	保健班	・被災者の健康状態の確認																					
	要配慮者支援班	・要配慮者の支援 高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策																					
	避難所外 避難者対策班	・避難所外の避難者の支援 避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理																					
	巡回警備班	・避難所の防火、防犯対策																					
	避難者交流班	・避難者の生きがいをづくりのための交流の場の提供																					
ボランティア班	・ボランティアの受入、調整、管理																						
<p>4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分 避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。 物資等を受け取ったときは、<u>避難者で組織した食料班・物資班等</u>と協力し、避難者に配分する。 なお、<u>避難所</u>は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、<u>避難所</u>の避難者に理解を求めよう努める。</p> <p>5 運営記録の作成、報告</p>																							

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>避難所担当職員は、<u>指定避難所</u>の運営について運営記録を作成し、1日1回、市民対策班へ報告する。</p> <p>傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。</p> <p>6 広報</p> <p><u>指定避難所</u>での広報活動は、<u>避難所運営組織</u>、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。</p> <p>なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。</p> <p>7 管理・運営の留意点</p> <p><u>関係各班、自主防災組織は、指定避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難者の把握（出入りの確認）</u> ○ <u>混乱防止のための避難者心得の掲示</u> ○ <u>応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</u> ○ <u>生活環境への配慮</u> ○ <u>要配慮者への配慮</u> ○ <u>避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</u> ○ <u>間仕切りの設置</u> ○ <u>相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）</u> ○ <u>動物飼養者の周辺への配慮の徹底</u> ○ <u>安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保</u> ○ <u>生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供</u> ○ <u>生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当</u> ○ <u>トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置</u> ○ <u>テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難</u> 	<p>避難所担当職員は、<u>避難所</u>の運営について運営記録を作成し、1日1回、市民対策班へ報告する。</p> <p>傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。</p> <p>6 広報</p> <p><u>避難所</u>での広報活動は、<u>避難所運営委員会</u>、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。</p> <p>なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。</p> <p>（削除）</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>者の情報受信の便宜を図る</p> <p>○ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮</p> <p>8 長期化への対応</p> <p>避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。</p> <p>■長期化への対策事項</p> <p><医療・保健・福祉></p> <p>○ 避難して助かった被災者が、<u>指定避難所</u>で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。</p> <p>○ <u>指定避難所</u>での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。</p> <p><防犯></p> <p>○ <u>指定避難所</u>、不在住宅等の防犯対策を行う。</p> <p>○ <u>指定避難所</u>のパトロール等(女性や子どもに対する性暴力や虐待等の予防)を行う。</p> <p>9 避難者の把握及び<u>指定避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>(1) 避難者の把握</p> <p>市民対策班は、<u>指定避難所</u>ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。</p> <p>また、<u>指定避難所</u>で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。</p> <p>(2) <u>指定避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>市民対策班は、<u>指定避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。</p> <p>避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用</p>	<p>7 長期化への対応</p> <p>避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。</p> <p>■長期化への対策事項</p> <p><医療・保健・福祉></p> <p>○ 避難して助かった被災者が、<u>避難所</u>で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。</p> <p>○ <u>避難所</u>での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。</p> <p><防犯></p> <p>○ <u>避難所</u>、不在住宅等の防犯対策を行う。</p> <p>○ <u>避難所</u>のパトロール等(女性や子どもに対する性暴力や虐待等の予防)を行う。</p> <p>8 避難者の把握及び<u>避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>(1) 避難者の把握</p> <p>市民対策班は、<u>避難所</u>ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。</p> <p>また、<u>避難所</u>で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。</p> <p>(2)<u>避難所</u>の生活環境の把握</p> <p>市民対策班は、<u>避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。</p> <p>避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、必要に応じ、<u>指定避難所</u>における<u>家庭動物</u>のためのスペースを確保する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>10 <u>在宅避難者対策</u></p> <p>在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、<u>指定避難所</u>入所者に準じ救援措置をとる。</p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <p>在宅避難者の把握については、<u>指定避難所</u>での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの<u>指定避難所</u>で状況を把握する。</p> <p>(2) 食料等の配給</p> <p>ア．在宅避難者への食料等の配給は、各<u>指定避難所</u>又は状況により地区の要所で行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第7 旅行者、滞在者の安全確保</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 施設等の提供</p> <p>滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの<u>指定避難所</u>等に滞留者を誘導する。</p>	<p>頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難所</u>における<u>ペット</u>のためのスペースを確保する。</p> <p>9 <u>車中泊避難への対応</u></p> <p><u>車中泊の避難者は、避難者カードの活用などにより、避難状況を把握し、複数の車中泊者が集まる場所では、避難所に避難している人と同様に、車中泊者で組を編成し、最寄りの避難所での運営に参画してもらう。また、車中泊者に対しても、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係る情報を周知する。</u></p> <p><u>健康福祉班は、エコノミークラス症候群の防止、感染症予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防及び心身機能の低下の防止に努める。</u></p> <p>10 <u>在宅避難への対応</u></p> <p>在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、<u>避難所</u>入所者に準じ救援措置をとる。</p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <p>在宅避難者の把握については、<u>避難所</u>での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの<u>避難所</u>で状況を把握する。</p> <p>(2) 食料等の配給</p> <p>ア．在宅避難者への食料等の配給は、各<u>避難所</u>又は状況により地区の要所で行う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第7 旅行者、滞在者の安全確保</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 施設等の提供</p> <p>滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの<u>避難所</u>等に滞留者を誘導する。</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>第 1 0 節 交通・輸送対策 （略）</p> <p>第 2 道路及び海上交通の確保</p> <p>1 交通施設の応急復旧</p> <p>■通行確保のための措置 （新規）</p> <p>（略）</p> <p>第 3 車両等、燃料の確保、配車</p> <p>1 車両、燃料の確保</p> <p>(1) 車両、燃料の調達</p> <p>総務対策班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。 （新規）</p> <p>（略）</p> <p>第 5 緊急輸送</p> <p>市民対策班は、<u>指定避難所等</u>を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、必要に応じて、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。</p> <p>多数の<u>指定避難所等</u>へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。 （略）</p> <p>第 6 物資集配拠点の設置</p>	<p>第 1 0 節 交通・輸送対策 （略）</p> <p>第 2 道路及び海上交通の確保</p> <p>1 交通施設の応急復旧</p> <p>■通行確保のための措置</p> <p><u>国・県・市の各道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。</u></p> <p>（略）</p> <p>第 3 車両等、燃料の確保、配車</p> <p>1 車両、燃料の確保</p> <p>(1) 車両、燃料の調達</p> <p>総務対策班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。<u>また、災害時における燃料の供給に関する協定に基づき、災害応急対策車両を指定する。市内石油販売業者に災害応急対策車両確認標章を提示し、燃料の優先供給を要請する。</u></p> <p>■車両、燃料の調達</p> <p><u>災害応急対策車両</u> ○ <u>市有車両、廃棄物収集運搬車両、し尿収集運搬車両、災害時指定する車両</u></p> <p>（略）</p> <p>第 5 緊急輸送</p> <p><u>受援班物的支援受入れ係は、避難所</u>を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、必要に応じて、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。</p> <p>多数の<u>避難所</u>へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。 （略）</p> <p>第 6 物資集配拠点の設置</p>

宗像市地域防災計画 平成 30 年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）
<p>市民対策班は、<u>備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。</u></p> <p>■<u>物資集配拠点施設</u></p> <p>○ <u>宗像ユリックス</u></p> <p>第 7 放置車両等の対策</p> <p>道路管理者は、災害時における放置車両等の取り扱いについて、次の措置を講じる。</p> <p>（略）</p>	<p><u>受援班物的支援受入れ係は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて第 2 章予防 第 3 節応急活動体制の整備 第 6 輸送体制の整備 4 物資集配拠点の整備 のとおり、物資集配拠点を開設する。</u></p> <p>第 7 放置車両等の対策</p> <p>道路管理者は、災害時における放置車両等の取り扱いについて、<u>災害対策基本法に基づき、次の措置を講じる。</u></p> <p>（略）</p>
<p>第 1 2 節 住宅対策</p> <p>第 1 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>（略）</p> <p>3 判定コーディネーター</p> <p>判定コーディネーターは、<u>事前登録された市職員が担当する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第 2 被災宅地の危険度判定</p> <p>3 判定調整員</p> <p>判定調整員は、<u>事前登録された市職員が担当する。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第 1 2 節 住宅対策</p> <p>第 1 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>（略）</p> <p>3 判定コーディネーター</p> <p>判定コーディネーターは、<u>被災建築物応急危険度判定士の資格を有する市職員が担当する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第 2 被災宅地の危険度判定</p> <p>3 判定調整員</p> <p>判定調整員は、<u>被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員が担当する。</u></p> <p>（略）</p>
<p>第 1 5 節 文教対策</p> <p>第 1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認</p> <p>2 安否の確認</p> <p>教育子ども班は、<u>地震が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。</u></p> <p>第 2 応急教育</p> <p>1 施設、職員等の確保</p>	<p>第 1 5 節 文教対策</p> <p>第 1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認</p> <p>2 安否の確認</p> <p>教育子ども班は、<u>地震が発生し必要と認められる場合は、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。</u></p> <p>第 2 応急教育</p> <p>1 施設、職員等の確保</p>

宗像市地域防災計画 平成30年度修正 新旧対照表

修正前	修正後（案）																																	
<p>(1) 場所の確保</p> <p>園長、学校長は、地震発生後、すみやかに施設及び設備、施設周辺の被害を調査し、教育子ども班と連携し、応急教育の場所を確保する。</p>	<p>(1) 場所の確保</p> <p>園長、学校長は、地震発生後、すみやかに施設及び設備、施設周辺の被害を調査し、<u>災害の程度に応じて</u>、教育子ども班と連携し、応急教育の場所を確保する。</p>																																	
<p>第5章 原子力災害等応急対策計画</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p>	<p>第5章 原子力災害等応急対策計画</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p>																																	
<p>第6章 災害復旧・復興計画</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>第2 義援金の受け入れ、配分</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>3 義援金の配分</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>■ 県の配分基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">義援金</td> <td>死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>全壊全焼流失世帯</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼世帯</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">義接品</td> <td>全壊全焼流失世帯</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼世帯</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>床上浸水世帯</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3	全壊全焼流失世帯	2	半壊半焼世帯	1	義接品	全壊全焼流失世帯	3	半壊半焼世帯	2	床上浸水世帯	1	<p>第6章 災害復旧・復興計画</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>第2 義援金の受け入れ、配分</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>3 義援金の配分</p> <p style="padding-left: 40px;">(略)</p> <p>■ 県の配分基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">義援金</td> <td>死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>全壊全焼流失世帯</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼世帯</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>一部損壊世帯</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水世帯</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3	全壊全焼流失世帯	10	半壊半焼世帯	5	一部損壊世帯	1	床上浸水世帯	1
義援金		死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10																															
		重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5																															
		重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3																															
		全壊全焼流失世帯	2																															
	半壊半焼世帯	1																																
義接品	全壊全焼流失世帯	3																																
	半壊半焼世帯	2																																
	床上浸水世帯	1																																
義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10																																
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5																																
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3																																
	全壊全焼流失世帯	10																																
	半壊半焼世帯	5																																
	一部損壊世帯	1																																
	床上浸水世帯	1																																